

事務局説明資料

2026年6月2日

中小企業庁 事業環境部 金融課

1. 中小企業をとりまく環境について

2. 成長投資に向けた資金繰り支援について

3. 成長型再生について

4. 御議論いただきたい論点

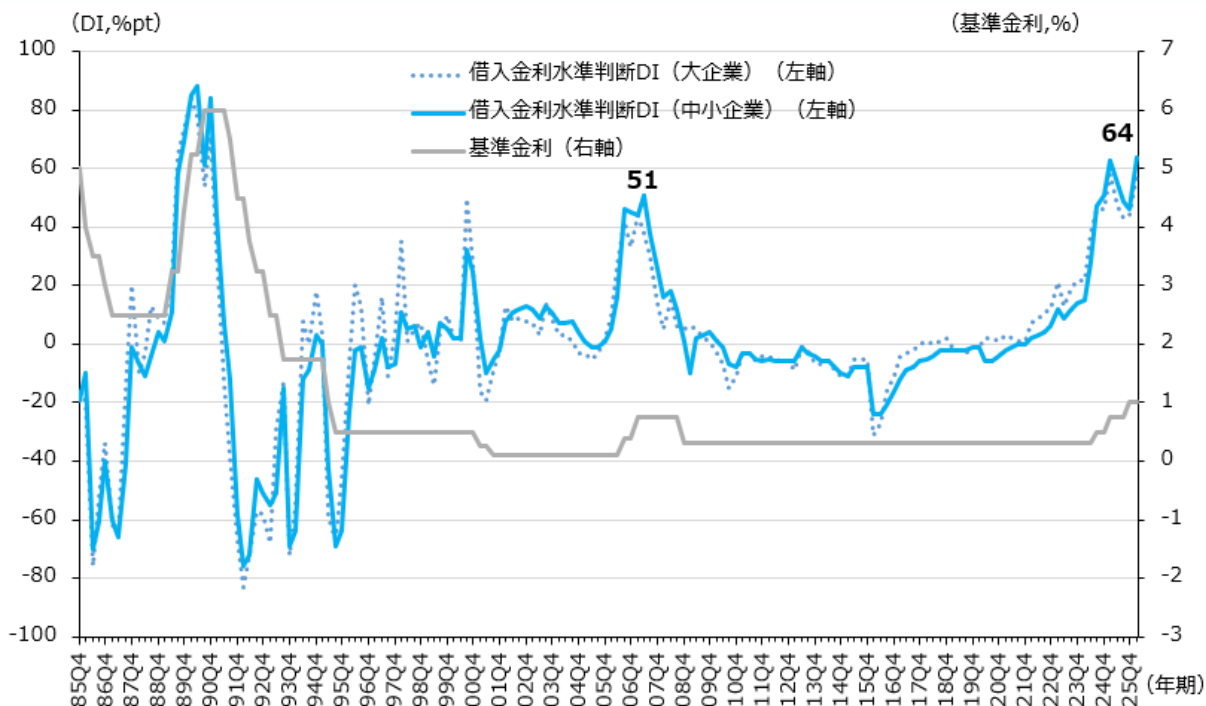
(参考) 災害等における資金繰り支援について

(参考) 商工中金改革の進捗状況

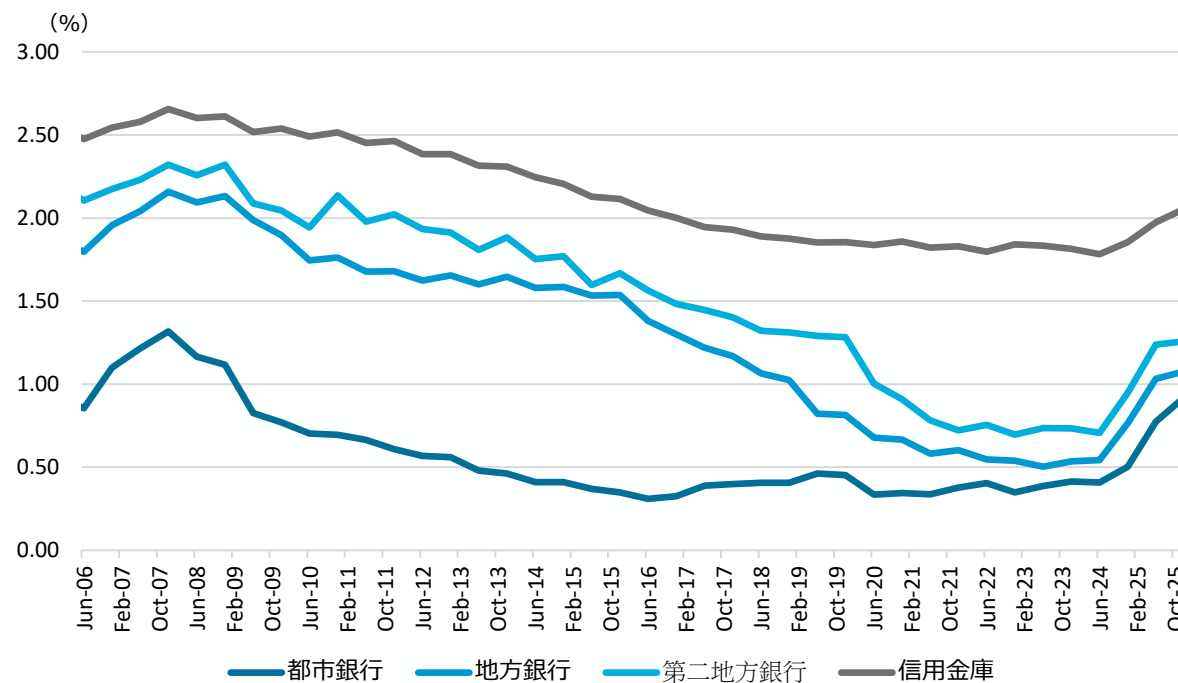
成長型経済における中小企業金融の考え方

- 「金利のある世界」が再来する中、中小企業はデフレ思考から脱却し、現状維持ではなくリスクを取って人材・技術・設備などの資本の質を高めながら新規の事業機会の創出に挑戦するなど、「稼ぐ力」をつけていかなければならない。
- 地域金融機関等においても、保全の有無ではなく事業性評価に基づく融資判断を行うなどリスク許容度を高めながら、成長加速化を目指す企業やローカル・ゼブラ等の地域の価値創造に取り組む企業等への投資を促進していくべき。
- 一方、厳しい経営状況に直面する中小企業には、地域金融機関が予兆管理や伴走支援強化などガバナンス機能を発揮（メインバンク機能の強化）しながら、各地域でその実情を踏まえつつ、再生等の早期着手への対応に係る体制整備を進める必要。

借入金利水準判断 ※「上昇」-「低下」



貸出約定平均金利（短期）



(注1) ここでの大企業は資本金10億円以上、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業とする。なお、2003年第4四半期以前の調査においては、大企業は常用雇用者数1,000人以上、中小企業は常用雇用者数50~299人の企業とする。

(注2) 「借入金利水準判断DI」は、借入金利水準について、「上昇」と答えた企業の割合から、「低下」と答えた企業の割合を引いたもの。

(出所) 日本銀行「全国企業短観経済観測調査」

(注) 貸出約定平均金利、新規、短期、暦年半年変換のデータセットを使用。

(出所) 日本銀行 時系列統計データ検索サイト

成長を促進する中小企業金融

- 中小企業金融において、デフレ思考から脱却してリスク許容度を高めることで、「金利のある世界」に対応した、成長局面での**資金供給拡大を図る必要**。中小企業経営者・金融機関のマインドチェンジと行動変容（成長投資、M&A等）を促すためにも、**事業性評価に基づく融資判断を促進するための制度設計を進めていく**。
- 他方、ゼロゼロ融資の返済本格化や金利上昇・人手不足・原材料費高騰等の**事業環境変化への対応は不可避な状況**。経済社会情勢の変動に伴う短期的資金ニーズに対する迅速な資金繰り支援等を引き続き行う一方、**適切な出口を見据えない金融支援等による問題先送りを回避し、早期の事業再生や再生M&Aの促進など「成長型再生」に向けた制度設計を進めていく**。

<これまでの取組>

<今後の取組>

プロパー融資で融資実行を受けることができる層

あと一步でプロパー融資が受けられる層

- 保証付融資と同時実行を前提に**プロパー融資との協調を後押し**（協調支援型特別保証）

プロパー融資を受けられる見込みがあるかどうかの境界

保証付融資のみを受けており、約定通りに返済ができていない層

- 保証付融資においても、**経営者保証に依存しない融資慣行**を後押し（一定の経営規律等を満たせば保証料率の上乗せによる経営者保証の提供を不要とする制度）
- 事業者の定期的な情報提供・事前の予兆管理を強化**（モニタリング強化型特別保証制度）

財務は健全だが収益力に懸念がある層

- 早期経営改善計画を策定**し、それに基づく取組の実行（認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援（Vアップ）、活性化協議会による収益力改善）

約定通りの返済が困難であり、リスクの可能性が見込まれる層

- 経営改善計画を策定**し、それに基づく取組の実行により、**リスクの繰り返し**を防ぐ（活性化協議会や認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援等→経営改善サポート保証）

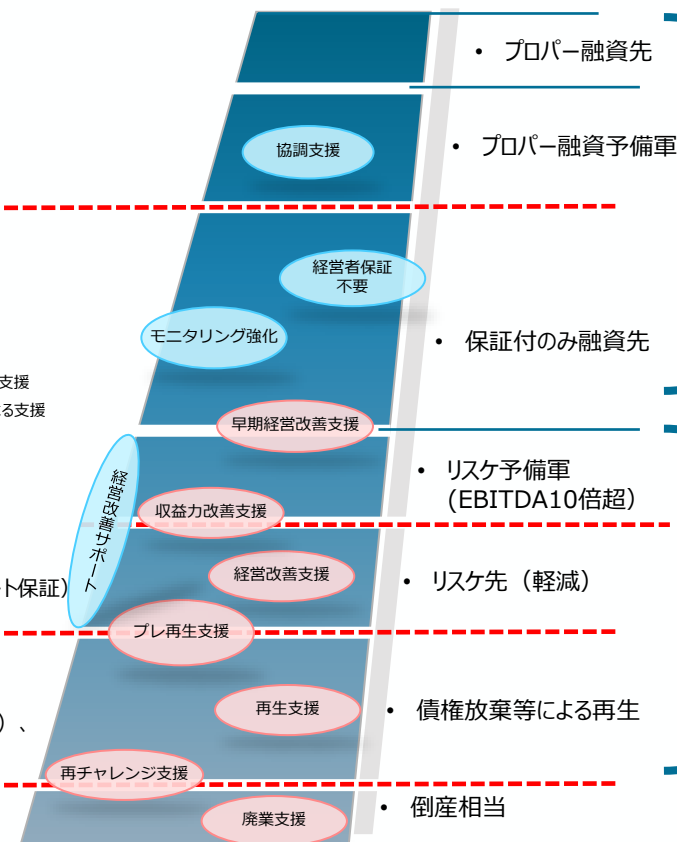
本格的な事業再生を行わなければ財務の正常化や事業継続が難しい境界

抜本再生が見込まれる層

- 事業再生計画を策定**し、債権放棄等の金融支援により抜本再生。（活性化協議会や認定経営革新等支援機関による事業再生計画策定支援（ガイドライン枠含む）、中小版ガイドラインによる再生型私的整理等）

事業再生計画等を立てても再生が見込まれるかどうかの境界

- （活性化協議会による再チャレンジ支援、中小版ガイドラインによる廃業型私的整理等）



リスクを伴う成長投資の促進

- 民間金融機関と保証協会の**新たな選択肢となる責任共有の仕組みの設計**及び**日本政策金融公庫等によるリスクテイク機能の発揮**を通じた**リスクシェアの推進**
- 事業が創出・発揮する**地域経済へのインパクト**や**事業性等を考慮した投融資戦略・手法の導入**に向けた**参考となるガイダンス策定の検討（金融庁と連携）**等

「成長型再生」の促進

- 予兆管理や伴走支援強化に向けた**モニタリング強化型特別保証の活用促進**、**経営改善計画策定後の伴走支援強化**、**中小企業活性化協議会を含めた地域別での経営改善・再生支援体制構築**
- 再生支援における規律の確保に向けた**経営改善計画・事業再生計画等における出口戦略の明記の要件化**や**金融機関による抜本再生に向けた資金供給**
- 再生M&Aを通じた**経営資源の集約化・経営力強化**に向けた**再生M&A実務に関するガイドラインの検討**等

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（案）（概要）

- 労働供給制約社会では、人も中小企業も数よりも質であり、経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指し、中小企業・小規模事業者の経営管理能力の高度化と経営改革を実現する。
- 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、成長戦略の起点である。
- 変化に挑む中堅・中小企業の17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入を実現し、日本成長戦略や地域未来戦略に貢献する。

価格転嫁・取引適正化の徹底

- 令和8年1月より施行された取適法・振興法を着実に執行する。
- 官公需や取適法の対象とならない民間取引を含め、価格転嫁・取引適正化を強化する。

→取適法・振興法の「現場への浸透」

- ・ AI分析を活用した法執行強化
- ・ 公取と連携した一層の周知徹底

→官公需における価格転嫁・取引適正化の加速プラン」の推進及びフォローアップの実施

- ・ 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速プラン」の推進及びフォローアップの実施
- ・ 受注側中小企業による国等・地方公共団体の取組状況の評価の拡充

→取適法対象外の取引への規制強化

- ・ 独占禁止法上の告示の策定等とその遵守徹底、知的財産権等の適切な取引に関する指針策定

主に付加価値の増大に関する施策

付加価値の増大、労働投入量の最適化の双方に関する施策

主に労働投入量の最適化に関する施策

成長支援・成長投資・生産性向上

- 成長志向の強い中小企業への行動変容を促す支援策を強化するとともに、より多くの地域企業が成長志向に向かうメカニズムを構築する。
- 現場現業型でスピード感がありAI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを行い、抜本的な経営改革を実現するため、補助金や伴走支援に加え地域ネットワーク作りを行う。

→日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

- ・ 100億企業創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備
- ・ 成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（①売上1~10億円の企業、②小規模事業者を対象）の構築
- ・ 成長局面での資金需要に向けた、民間と保証協会の新たな責任共有の仕組の設計、公庫等によるリスクテイク機能を通じたリスクシェアの推進
- ・ ローカル・ゼブラ育成のため、ステークホルダーとの連携体制の構築
- ・ イノベーション、新事業進出、新製品サービス開発等の支援
- ・ 創業時からの経営力向上（AIの活用等）、政策金融等の創業後の成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築推進

→持続的発展及び賃上げを目指す事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援

- ・ プッシュ型の働きかけ・経営計画等の策定を通じた経営リテラシー向上
- ・ エssenシャルサービス維持に向けた商工会・商工会議所等の体制構築

→AX・デジタル化

- ・ 中小企業、経営やAIにも精通した人材、適切なAIサービス提供者、支援機関（金融機関・高専等）の地域ごとのネットワークを構築
- ・ 中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの社会実装

→省力化の加速・業務改善

- ・ 省力化投資の促進、生産性向上支援センターや省力化ナビの活用

M&A・事業承継等の事業再編

- 経営者交代や経営資源の集約等を通じた成長を目指す経営改革を実現する。

→中小企業M&Aの環境整備

- ・ 個人・機関双方での適正な規律を図るための資格制度創設
- ・ 既存の支援機関登録制度を見直し、資格制度と併せて、法制化を目指す
- ・ 地域における持続可能な事業承継支援体制の構築

→経営資源集約や親族内承継も含めた事業承継の円滑な実施

- ・ 事業承継を契機として、生産性向上等に取り組む中小企業に対する措置等の検討

→早期の事業再生や再生M&A等による「成長型再生」の推進

- ・ 経営悪化時の早期対応促進のため、モニタリング強化型特別保証の活用促進や、金融庁と連携した地域別での再生支援体制の構築等を通じた予兆管理・伴走支援の強化
- ・ 再生M&Aの促進に向けた、当該実務に関するガイドラインの作成

賃上げの促進

- ・ 賃上げに関して地域別・業種別の詳細分析の実施及び分析結果を賃上げ促進政策への反映
- ・ 防衛的賃上げから脱却し、成長型賃上げを可能とする経営基盤を強化する経営リテラシーの向上
- ・ 補助金について、早期の賃上げに向けて足下の賃上げ状況も審査・評価を行う仕組みへの見直し
- ・ 実質賃金プラスの定着に向けて積極的に賃上げを行う中小企業を後押しするための賃上げ促進税制の見直しの検討

経営改革等のための伴走支援体制の強化等

- ・ 賃上げ等に向けたプッシュ型の働きかけ・伴走支援体制の強化
- ・ 自治体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業創出

1. 中小企業をとりまく環境について

2. 成長投資に向けた資金繰り支援について

3. 成長型再生について

4. 御議論いただきたい論点

(参考) 災害等における資金繰り支援について

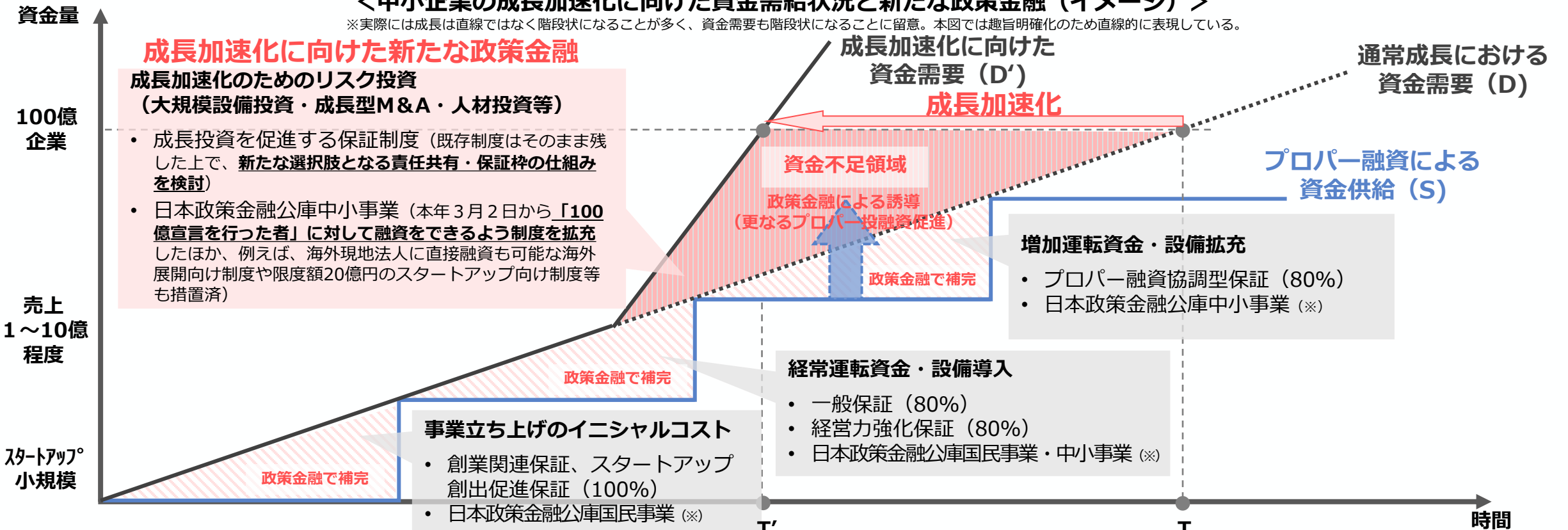
(参考) 商工中金改革の進捗状況

中小企業の成長加速化に向けた民間金融機関の投融資を促進する政策金融の方向性

- 中小企業の成長加速化の実現には、地域金融機関等がこれまで以上にリスクを取った投融資を行う必要。足下では、資金需要と資金供給のギャップが生じる中で、補完と誘導の役割を持つ政策金融による“協調支援”を通じたリスクシェアの仕組みの活用が有効性を発揮する領域。
- 特に、中小企業がその事業規模に比して大きな資金を必要とする成長投資局面においては、金融機関の通常の融資可能額を超える規模の資金需要が発生する場合が存在する。こうした中で、将来的には民間金融機関がプロパー融資により積極的に対応していくべき領域であることを前提としつつ、成長加速化に向けた資金供給を促す観点から民間金融機関と信用保証協会による新たな選択肢となる仕組みや、民間金融機関と日本政策金融公庫による協調融資が効果的なリスクシェアの選択肢になるのではないか。

＜中小企業の成長加速化に向けた資金需給状況と新たな政策金融（イメージ）＞

※実際には成長は直線ではなく階段状になることが多く、資金需要も階段状になることに留意。本図では趣旨明確化のため直線的に表現している。



(※) 日本政策金融公庫中小事業・国民事業において、リスクマネー供給のメニューとして資本性ローンを措置。「期限一括返済」、「自己資本とみなすことが可能」、「直近決算の業績に応じた金利設定」といった特徴を有す。成長局面や再生局面のいずれも活用可能で、事業者のニーズなどに応じて、シニアローンか資本性ローンを選択。

(参考) 成長加速化に向けた資金需要等に関する実態 (例)

中小企業

- 中小企業アンケート※において、**成長投資への資金を借入れて調達したことによる問題として、「希望した金額を調達することが出来ず、当初の予定よりも小規模な取組みしか出来なかった」、「借入金の返済に向けて投資した事業から早期に利益を生み出さなければならず、大きなチャレンジはしにくかった」と回答した企業がそれぞれ約2割であった。** ※出典：2024年度版「中小企業白書」
- 現状売上5億円程度の老舗の酒類製造業。売上10億円を目指すに当たって、国内外含めて日本酒の新販路開拓が必要。社内の体制整備も進めているが、**社内の生産設備の拡張、システムのクラウド化などの投資が必要。**
- 現状売上20億円程度のプラスチック部品製造業。目標の売上100億に向けて、新工場を建設予定。「中小企業成長加速化補助金」を活用し、**新工場は将来的な無人化や人型ロボットの導入までを視野に入れた設計とする予定。**

金融機関

<既存事業に比して過大な投資と判断され見送られた事例>

- 売上10億円規模で、利益はわずか、既存事業は特定の受注先に依存している企業について、新事業を開始するための投資資金（数億円）の相談があった。新たな事業の柱を作りたいという経営方針は理解でき、**投資採算性の説明についても一定の納得感があったものの、既存事業と比して投資規模が大きく、ハイリスクであることがネックとなり、融資を見送った。**本案件については、投資額が大きかったため、ローパーでの対応を検討していたが、**仮に保証がつけられれば、当行としても踏み込んだ判断ができた可能性はある。**

<保証があればキャッシュフローへ与える影響も軽減され、成長領域へ活用余地がある事例>

- 資産が乏しく、年間キャッシュフローが1,000万円程度の企業から、設備投資に係る資金の相談があった。**既存のキャッシュフローでは、貸付後の返済負担に耐えられるか懸念があり、融資を見送った。**他方、**仮に本案件で半分でも保証が付けられれば、融資期間を長期で設定することが可能となり、返済負担を軽減できるため、融資を実行できた可能性がある。**

<優良先でも単独行での対応が難しいかつ既存制度では保証料が障害になる事例>

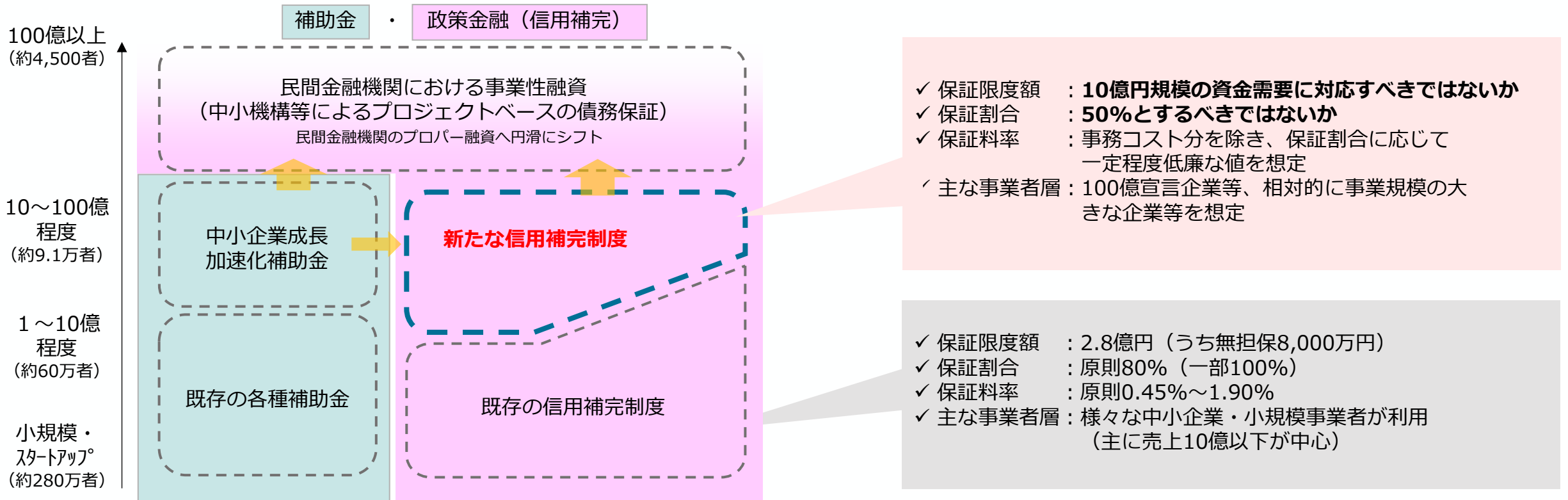
- 売上50億円規模の企業からの借入申込であっても、**非保全で与信できる金額には限り（決裁上のハードル）があり、特に企業が減益傾向にある場合や、投資額が大きい場合について、1行で希望額全額を対応するのは難しいケースも存在。**保証付で一部保全が付くことで、**単独で対応できる可能性もあり、保証付融資を提案することもあるが、この規模の企業になると保証料負担を嫌って提案を受け入れないケースも多い。**仮に**50%保証で保証料率が低減されれば、このようなケースでも提案が受け入れられ易くなるためありがたい。**

中小企業の成長投資を促進するための信用補完制度の在り方

- 日本経済は、デフレマインド（コストカット型経済）から脱却し、**経営者・金融機関ともにリスク許容度を高めるとともに、成長領域への資金供給拡大を図ることによって「賃上げと投資が牽引する成長型経済」**を実現する正念場。
- 他方で、こうした成長領域への現状の民間金融機関による中小企業への資金供給環境としては、金融機関は事業性評価に基づく融資に依然として消極的な傾向にあり、広範な**資金ニーズに対してプロパー融資だけで賅うことは困難**。
- こうした中、民間金融機関がプロパー融資により積極的に対応していくべき領域であることを前提としつつ、その補完として、中小企業経営者・金融機関の**マインドチェンジと行動変容（成長投資、M&Aなど）を促す**とともに、保全の有無ではなく事業性評価に基づく融資判断を促進するための制度設計を進めていく必要。

＜中小企業の成長投資を後押しする信用補完制度のイメージ＞

※実際には売上規模のみで制度利用が定まるものではないことに留意。



(参考) 中小企業の成長投資を促進するための信用補完制度の方向性 (案)

- 中小企業の成長投資を促進するため、将来的には民間金融機関によるプロパー融資の実行がなされることを狙いとしつつ、信用補完制度において、従来の保証付融資とプロパー融資の協調対応に加えて、

1. 責任共有割合を例外的に50%とした新たな信用保証制度の創設

2. 10億円規模の資金調達ニーズに対応した限度枠となる信用保証制度の創設 を行ってはどうか。

1. 責任共有割合を例外的に50%とした新たな制度の創設

- 中小企業がその事業規模に比して大きな額を必要とする成長投資の場面においては、金融機関の融資可能額を超える場合が存在。
(主にプロパー融資が出る手前の層や、保証付融資を卒業した後の層を想定)
- こうした成長投資を後押しし、金融仲介機能を強化する観点で、これまでの80%保証とプロパー融資の協調等による対応に加え、リスクシェアリングの新たな選択肢として、**責任共有割合を例外的に50%に見直して低廉な保証料とした形での保証制度 (一般枠 2.8億円)** を創設。

2. 10億円規模の資金調達ニーズに対応した限度枠の設定

- スタートアップ企業の第二創業やミドルステージ、10億企業、100億企業等においては、既存の政策金融制度で対応出来ない規模の資金需要が存在。**数億~10億円規模の資金調達希望がある事業者を対象にした保証枠を創設。**
※ 中小企業信用保険法令において、信用保証の裏付けとなっている信用保険制度に関する規定を定めており、対象や限度額についても同法令において規定している。
- これを踏まえた保証制度の創設にあたり、1. と同様、成長投資を後押しする観点から**責任共有割合は原則50%**とする。



信用補完制度を通じて事業者・金融機関双方のリスク許容度が高まり、成長投資に向けた資金供給と意思決定が前向きに進展

中小企業者

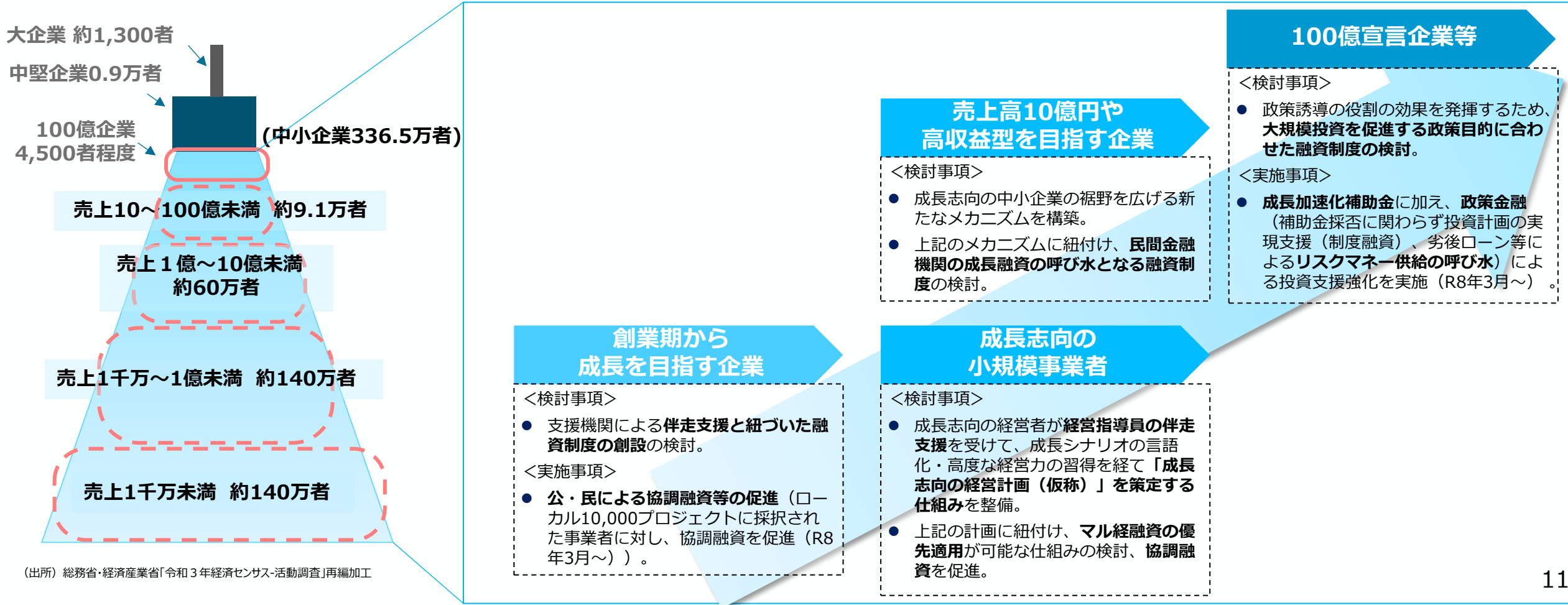
- ✓ 成長投資 (設備投資・M&A等) について、従来よりも前倒し・大型化した意思決定を行うようになる
- ✓ 保証料負担の低減等を背景に、これまで敬遠されがちであった、成長企業に対する保証付き融資の積極的な活用が進む

民間金融機関

- ✓ 成長投資案件に対し、保証を活用した信用供給を通じて、従来よりも踏み込んだ与信判断 (投融資の拡大) を行う
- ✓ 融資後のモニタリングを通じて、成長投資に係るリスク把握・ノウハウ蓄積 (トラックレコード) が進展

企業ステージに応じた成長投資を促進するための日本政策金融公庫の役割

- 物価と賃金が上昇する「金利のある世界」において、**中小企業・小規模事業者が成長・拡大するためには、一定のリスクを伴う投資が不可欠**であり、**民間金融機関と日本政策金融公庫が連携して資金供給拡大を図る必要**。
- 成長志向の企業への支援として、**企業の各ステージに応じた切れ目のない支援**を行うため、**中小企業・小規模事業者の成長意欲の醸成や政策誘導ならびに民業補完の役割を一層発揮**できる融資制度について検討を進めていく。



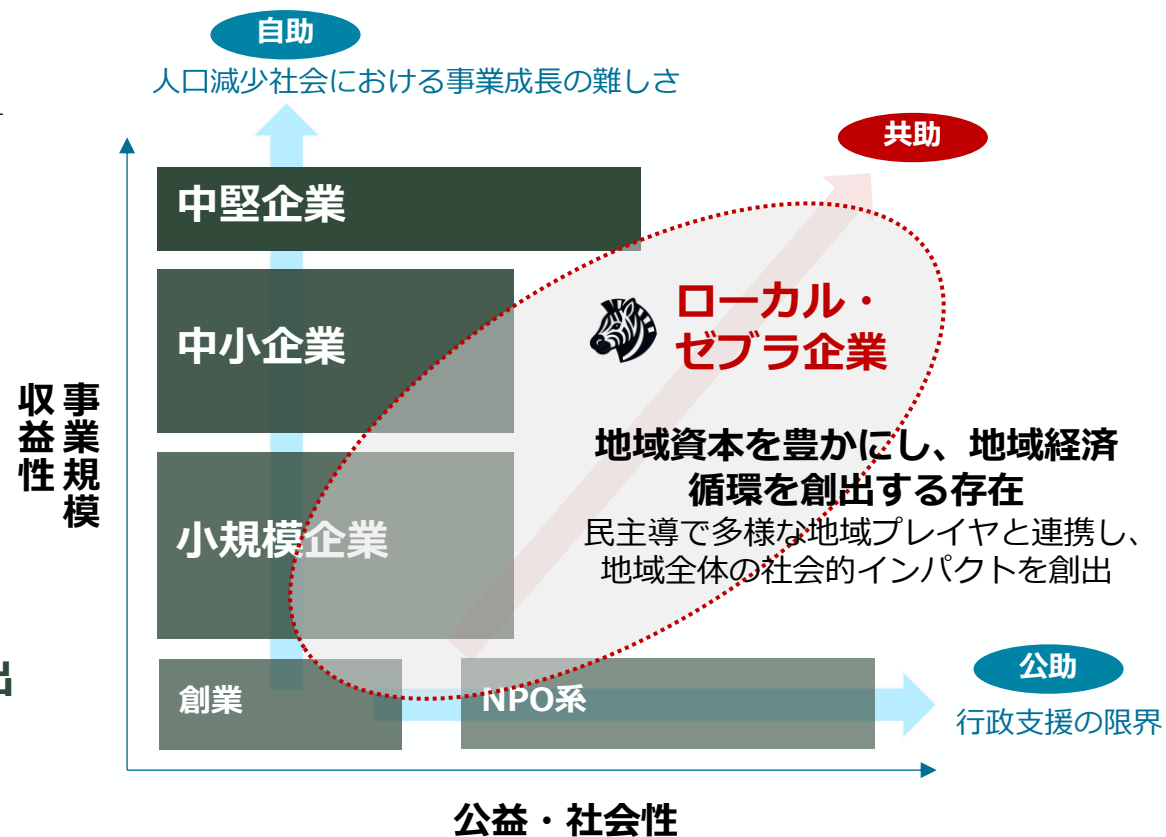
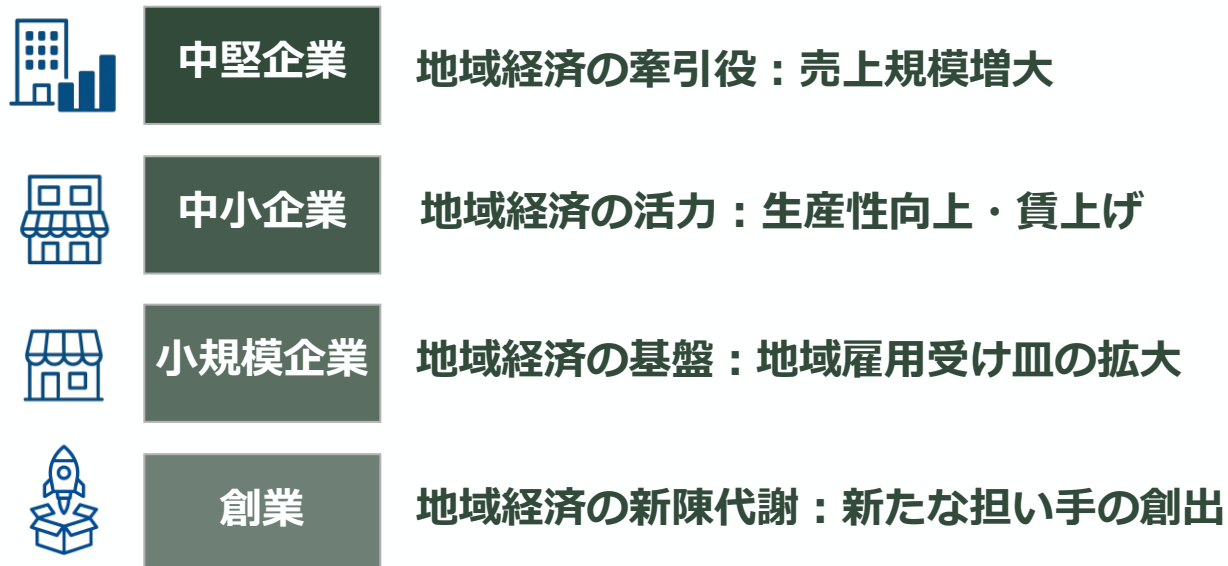
中小企業庁におけるローカル・ゼブラ企業の位置づけ

- 人口減少下における地域経済の好循環実現に向け、中小企業全体の生産性向上や経営力強化とともに、**共助の担い手**となり、**地域資本を豊かにし、地域経済循環を創出する存在であるローカル・ゼブラ企業^{※1}や地域事業づくり会社^{※2}の育成を推進することが重要。**

※1：ローカル・ゼブラ=社会課題解決と経済性の両立を目指す企業のうち、地域資源を活用し、地域の課題解決の担い手となり、持続的な成長を遂げていく事業者。

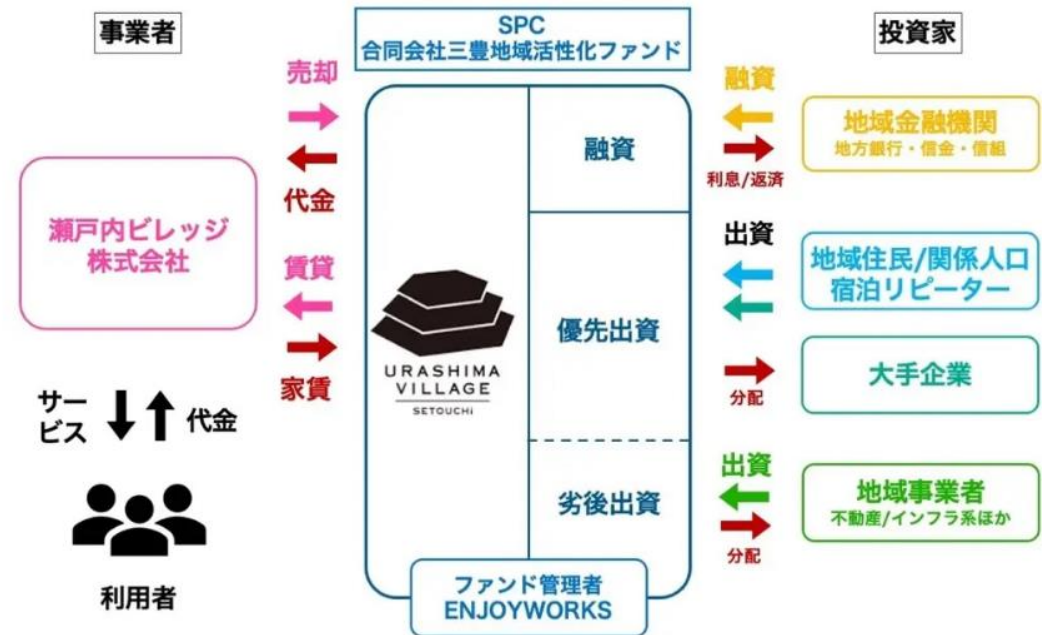
※2：地域事業づくり会社=ローカル・ゼブラ企業の創業や成長を後押しし、個者が創出する社会的インパクトを地域全体で捉えることで、地域内外のステークホルダーから資金や人材等の経営資源を呼び込み、地域経済循環の核となる事業者。

地域事業者の役割と支援



(参考) 域内の資金循環の仕組みを構築する事例 (瀬戸内ビレッジ株式会社)

- 地元企業9社と外部企業2社の共同出資により設立した瀬戸内ビレッジ株式会社は、2021年に荘内半島(香川県三豊市)の2,000坪の土地に、設計、施工だけでなく、交通サービスから食のサービスまで、今回の出資企業を中心に地元の企業が行う宿泊施設である「URASHIMA VILLAGE」を開業。
- 同社は2024年9月に建物をファンドへ売却し、“ローカルIPO”なる取り組みを実施。リースバックにより再度賃貸し、経営を続けながら家賃を支払う一方、ファンドは不動産特定共同事業法を用いて、地域内外のステークホルダーからの出資や地域金融銀行などからの融資を募り、組成したものの。
- 株主への利回りは2%だが、所有株数によって宿泊費の割引や免除を行うことで、金銭的なリターン以外の価値を提供。
- こうしたファンドを活用した共助のレイヤーのための資金調達の受け皿となる仕組みを構築し、不動産の「所有」と「経営」を分けることで、売却益によって開業時の負債を返済し、手元のキャッシュで新たな事業づくりに対する投資を実現。

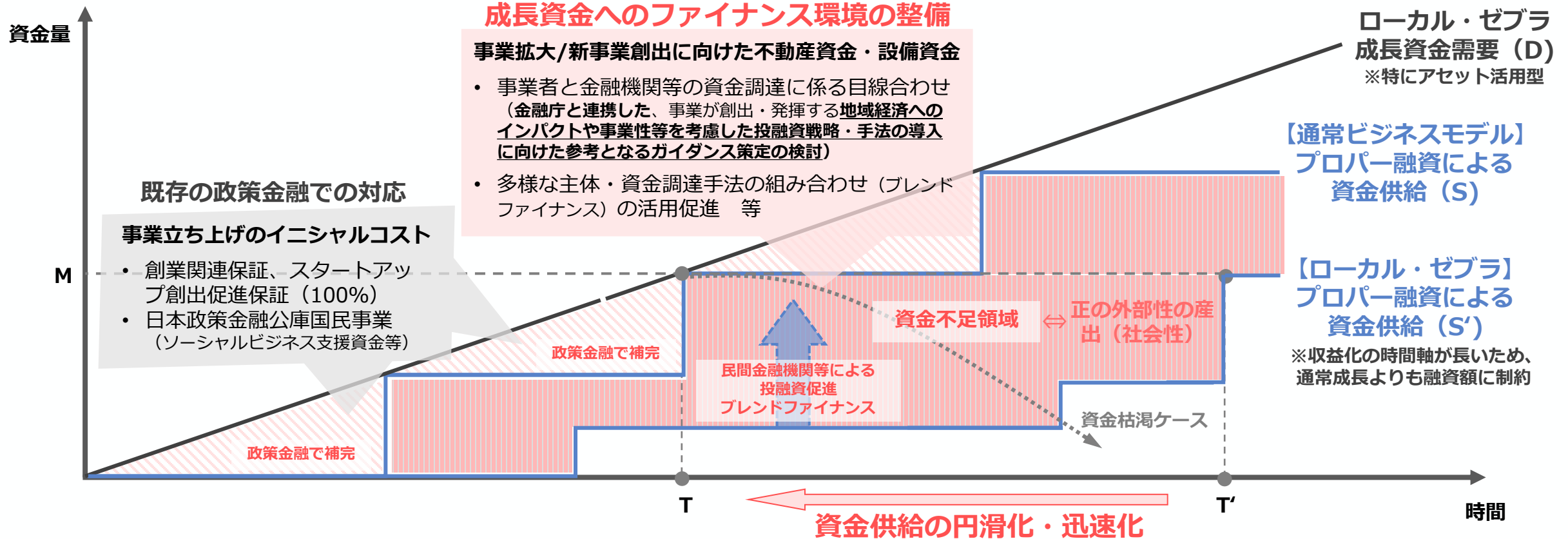


ローカル・ゼブラに対する投融資促進の方向性

- 地域への正の外部性の産出（社会課題解決、地域の事業者等の取引費用の削減等）を目的とする事業を行い、地域経済へのインパクト（関係人口の創出等）が生まれる中で収益化するビジネスモデルを持つローカル・ゼブラにおいては、**収益化までの期間における資金需要と調達可能な資金供給量にギャップが発生する傾向**（特にまちづくり等のアセット活用型の事業）。
- **金融機関等の事業性に対する評価（短期CF/担保/実績等）と事業の性質（中長期CF/地域経済インパクト）の乖離、事業者側の事業計画の質やファイナンス設計能力の不足**といったボトルネックを軽減するファイナンス環境の整備が必要。

＜ローカル・ゼブラを巡る資金需給状況（イメージ）＞

※実際には成長は直線ではなく上下に振れながら上がっていくことが多く、資金需要も階段状になることに留意。本図では趣旨明確化のため直線的に表現している。



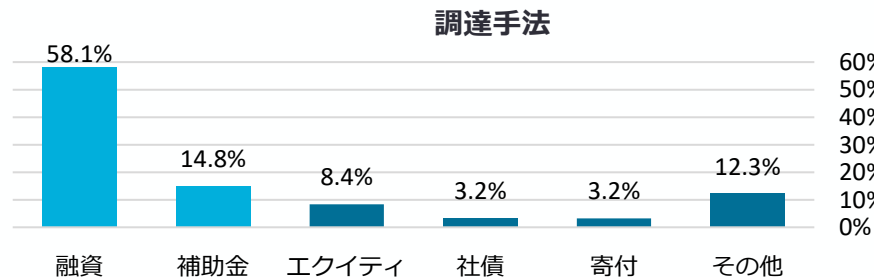
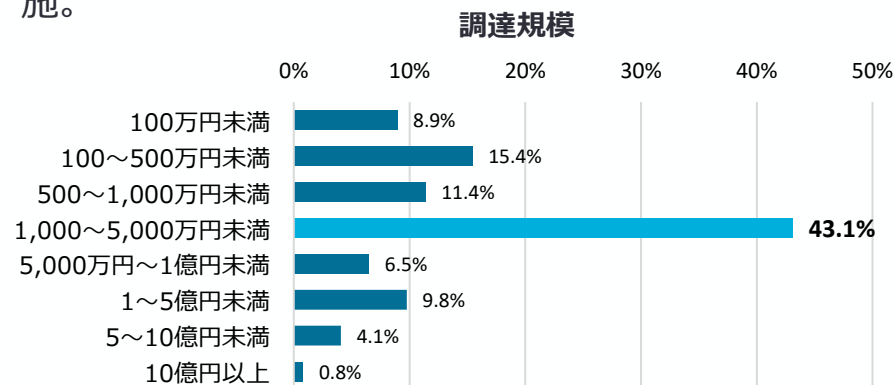
(参考) ローカル・ゼブラ企業の資金調達実態

- 現状の資金調達は5,000万円以下の融資・補助金を中心である一方で、今後の事業者の資金ニーズは5,000万円以上が多く、一般に収益性の立ち上がりに時間を要するローカル・ゼブラ企業においては、**金融機関の通常の融資可能額を超える規模の資金需要（主に不動産・設備資金）が発生しており、円滑な資金調達に課題がある可能性。**
- 金融機関含めた資金供給側では、**事業が創出する外部性の評価と投融資判断のギャップへの対応等が必要。**

ローカル・ゼブラ企業（46社）に対するアンケート結果

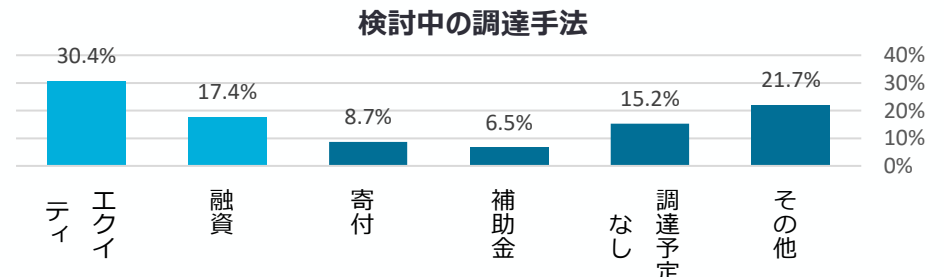
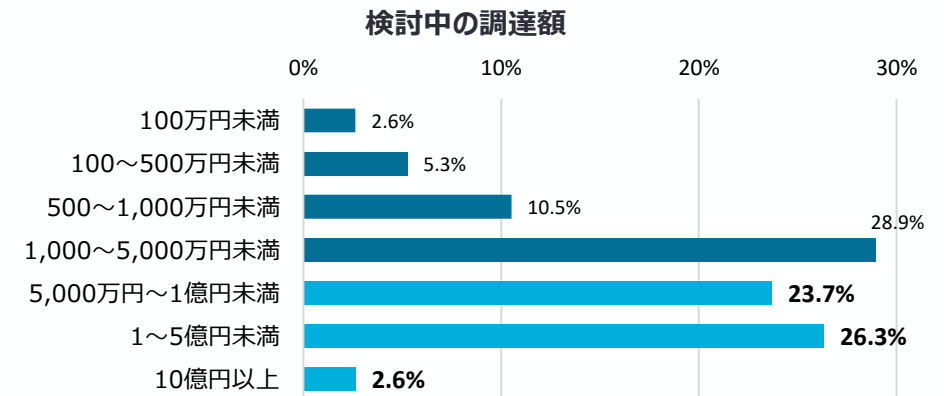
資金調達の現状

- 資金調達は**5,000万円以内**の運転資金が主流であり、関係値のある**地域金融機関や補助金・助成金**から調達を実施。



将来的な資金調達

- 将来的に検討中の資金調達は**5,000万円以上**が多く、中でも**エクイティや融資活用**のニーズが高い。



今後の取組 ～ファイナンスモデル地域創出事業～（概要）

地域課題の解決を行いながら収益性を確保するローカル・ゼブラ企業や地域事業づくり会社が、創業数期後資金調達課題に直面すること（特に不動産等のアセット取得時等）を踏まえ、

- ① モデル地域において、専門家のサポートの下、ファイナンス戦略を含めた事業スキームの磨き上げとともに、金融機関を含めた非財務KPI等の設計を行いつつ、
- ② その際のノウハウを凝縮した資金調達時に事業者と資金提供者の双方が活用できるガイダンスを中小企業庁と金融庁にて策定。

①モデル地域創出

協力事業者等

地域内外で、事業や地域に共感し応援する者

- 例えば、
- ・大企業
 - ・個人資産家

コア事業者

地域に根差す企業等でスターターと協力・連携する者

- 例えば、
- ・地域の中核企業、地域金融機関

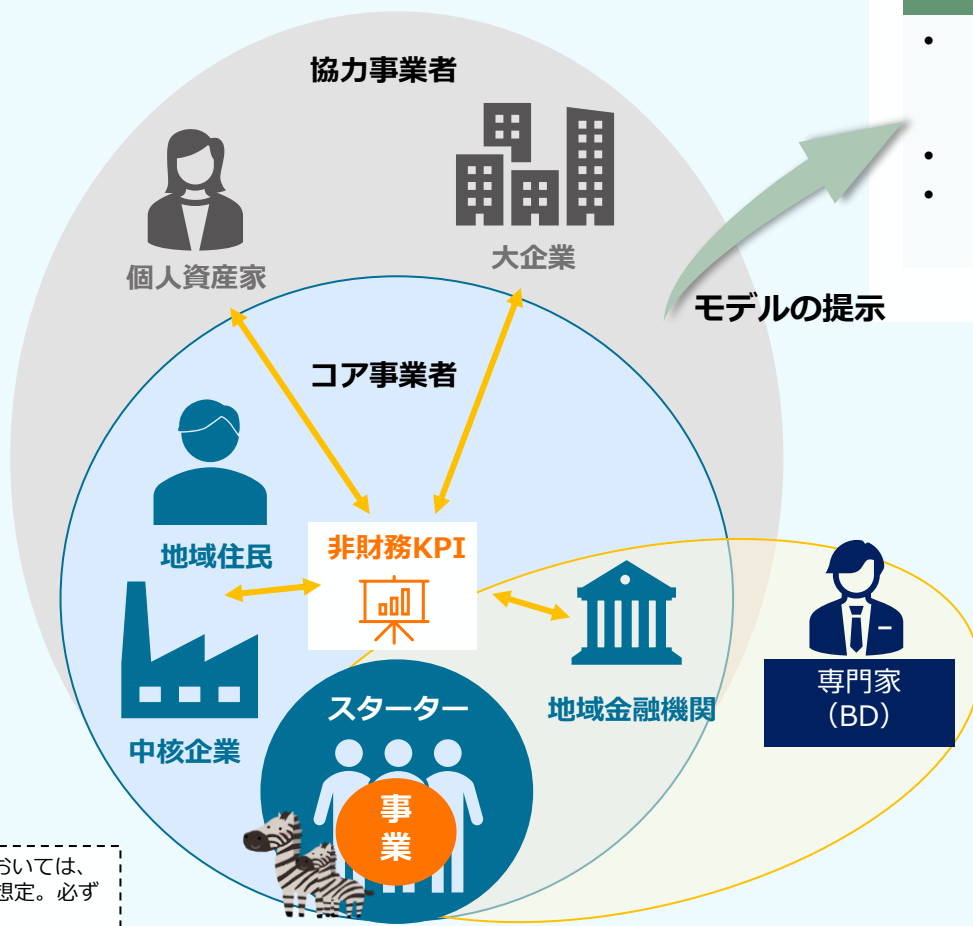
スターター

地域で核となる意欲的な事業者等（複数事業者による連携を想定）

- ・地域事業づくり会社
- ・地域に根を張るローカル・ゼブラ
- ・ファイナンスの知見がある人※

※金融機関についても、組織としてではなく個人として職員が関与することは想定される

専門家：地域内外における特定のスキルに特化した専門家。本事業においては、特にファイナンススキームの設計能力がある者が組み込まれることを想定。必ずしも一人である必要はない。



②検討会

事務局：中小企業庁・金融庁

- ・ ローカル・ゼブラ企業の事業の価値を定義し、その意義や事業特有のリスクを明確化。それに対する事業者側・資金提供者側それぞれからの対応について検証・検討。
- ・ 説明材料として必要になる非財務KPIの整理
- ・ 各エリアの検証結果を比較・検討し、ガイダンスとしてとりまとめ

STEP 3：協力事業者の巻き込み

外部からの協力事業者を巻き込むことで、持続可能な経済循環モデルを確立。
※KPIを含んだ事業計画に納得し、資金提供や事業連携が実行される。

STEP 2：地域への裨益の可視化

地域金融機関と共に、専門家と連携しながら、各ステークホルダーが納得できる地域独自の非財務KPIを策定。

STEP 1：事業スキームの磨き上げ

面的な地域経済の活性化+金銭・非金銭での価値の還元（例：宿泊権、自社事業への相乗効果）を組み込んだ地域事業を設計

1. 中小企業をとりまく環境について
2. 成長投資に向けた資金繰り支援について

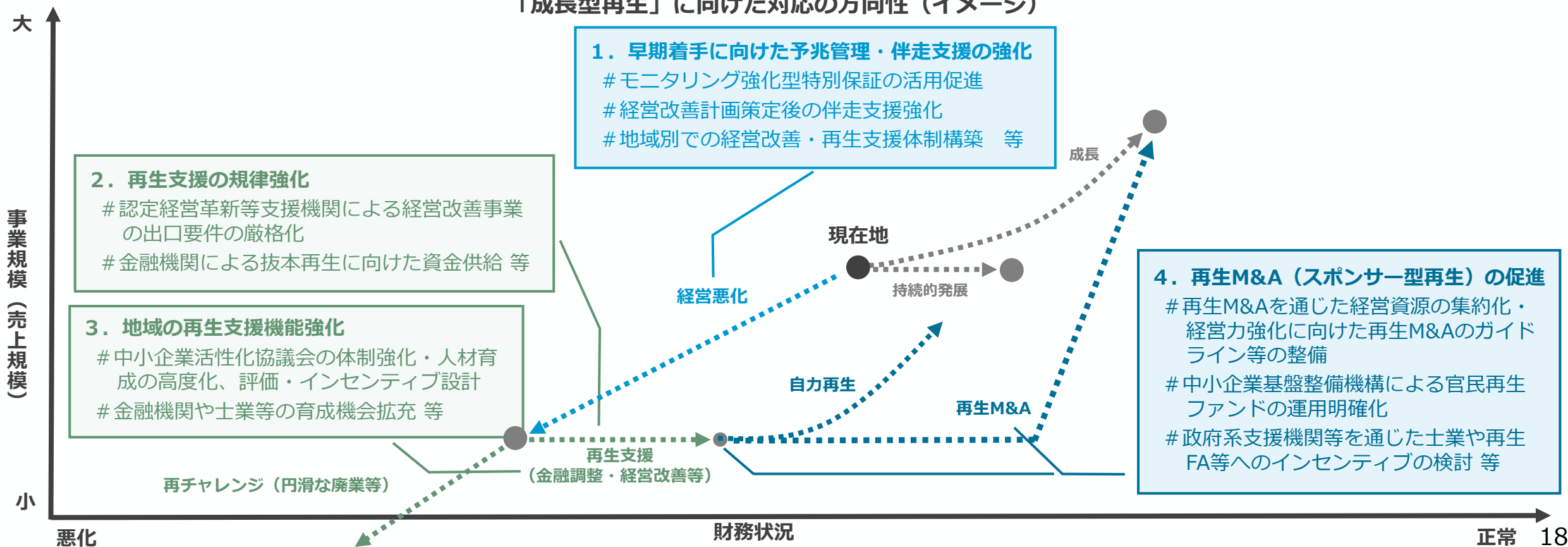
3. 成長型再生について

4. 御議論いただきたい論点
 - (参考) 災害等における資金繰り支援について
 - (参考) 商工中金改革の進捗状況

中小企業の事業再生を巡る対応の方向性

- ここ数年、協議会では相談件数の大幅な増加が進むとともに、相談タイミングの遅延、適切な出口を見据えない金融支援・再生計画、スポンサー型再生（再生M&A）の増加・支援先の小規模化等への対応が課題となっている。
- そうした中で、経済社会情勢の変動によって生じる短期的資金ニーズに対する迅速な対応を引き続き行う一方、問題先送りをもたらす過度な金融支援等を回避するとともに、早期の事業再生や再生M&A（スポンサー企業による経営資源の集約化）を強力に促進することで、再生企業の持つ事業価値・技術・人材等を生かした事業成長や生産性向上に繋げ、結果として経営者や従業員の幸せに貢献するためにも、こうした「成長型再生」の推進に向けた制度設計を進めていく。
- 早期再生に向けては、地域によって課題やその要因が異なる中で、地域別の分析・対応を進める必要がある。

「成長型再生」に向けた対応の方向性（イメージ）



地域未来金融アクションプラン（仮称）の概要

1. 早期着手に向けた予兆管理・伴走支援の強化

- 中小企業や地域金融機関においては、デフレ思考から脱却し、金利のある世界に対応して、成長型経済の実現に向けた取組を進めることが重要。
- 足下では、ゼロゼロ融資の返済本格化や原材料費高騰・人手不足等の中小企業を巡る事業環境変化の中で、**再生局面では「手遅れ感」も指摘される**中で、例えば、地域のサプライチェーンを構成する中小企業の連鎖倒産に伴う空洞化や、地域の主力産業等に関連した企業の倒産に伴う地域の稼ぐ力の減衰といった事態を回避しつつ、**地域の未来の経済基盤の強化**に向けて、**成長余力のある中小企業の業況悪化を早期に発見・発掘し、伴走支援・再生支援も通じて「稼ぐ力の強化」に繋げていく取組が求められる。**
- 一方、**保証付融資先をはじめとする中小企業に係るモニタリング体制の構築**にあたっては、地域経済の景況、中小企業の経営リテラシー、地域を構成する金融機関の再生支援等への姿勢・ノウハウ、政府系支援機関の支援体制、再生支援等に係る専門家数など、**地域によって課題は区々である。**

➡ 地域未来金融アクションプラン（仮称）の策定

中小企業庁と金融庁の連携の下、**地域別（都道府県別）にモニタリング・再生支援に係る課題の因数分解**を行い、**具体のアクションプラン**を策定し、地域金融力強化の観点も含めた体制強化を行うことにより、**早期の成長に向けた伴走支援・再生支援の着手及び中小企業の「稼ぐ力の強化」**を目指す。

現状把握・分析

地域の中小企業金融の現状

- 地域金融機関の状況
- 信用保証協会の状況・保証付融資先の状況
- 中小企業活性化協議会の支援実績・再生支援実績 等

モニタリング対象の現状（ターゲティング先）

- 既存のターゲティング先（地域金融機関×信用保証協会）
- モニタリング外の業況悪化中の地域の重要企業（財務軸、産業軸） 等

課題分析・アクションプラン策定

地域の課題の因数分解

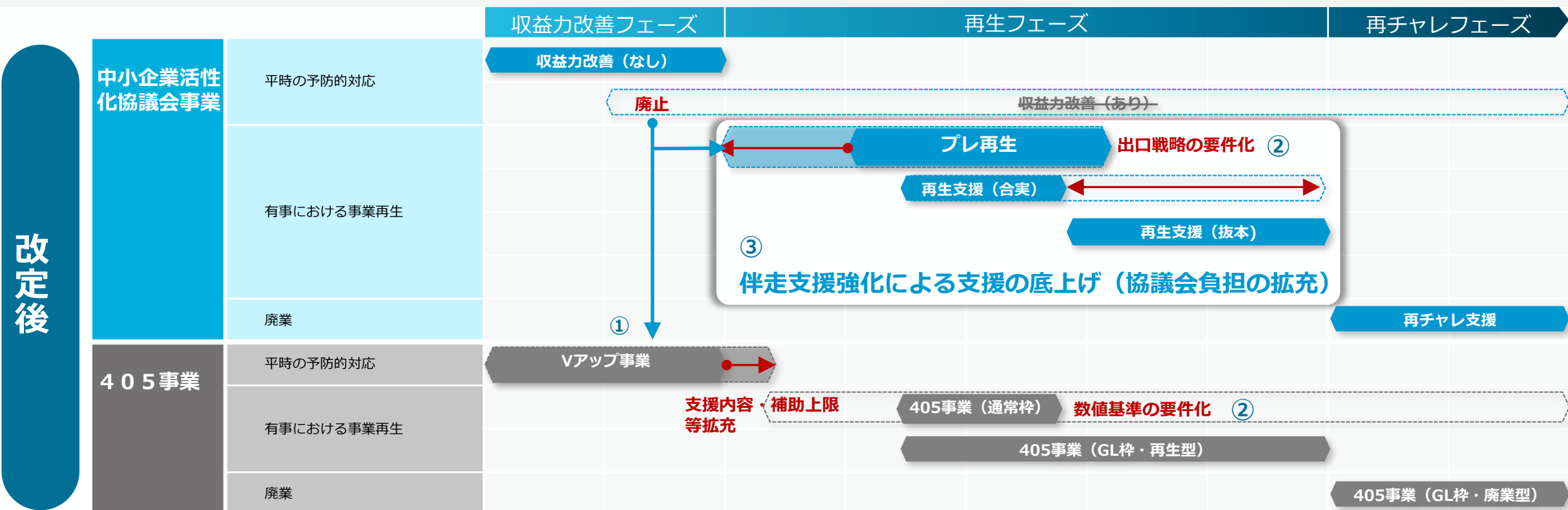
- 主体別要因（中小企業、地域金融機関（メイン、非メイン）、政府系支援機関等）
- 構造的要因（経済基盤、産業構造等）等

具体的なアクションプラン

- 主体別×中小企業の状況別、役割分担（**成長促進、抜本再生、円滑な廃業・再チャレンジ**等）
- アクションを通じた成果のフォローアップ 等

再生支援の規律・伴走強化（支援制度の充実）

- ・ リスクによる金融支援は、再生に向けた時間確保の手段であるが、中には「**出口の見えないリスク継続**」が存在。また、**再生計画の実行段階での支援が不十分で計画の実効性が確保できない**等の課題が顕在化。
- ・ 経営資源の毀損・劣化を防ぎ早期再生を促すべく、中小企業活性化協議会（以下、協議会）関与の支援制度を改定（順次、開始）。
 - ① 収益力改善支援（金融支援あり）を廃止し、民間による収益力改善フェーズの支援強化（Vアップ事業）
 - ② 協議会のプレ再生支援の強化（出口戦略要件化等）及び経営改善等計画策定支援事業（405事業）の計画の数値基準要件化
 - ③ 協議会や405事業の伴走支援の強化（協議会負担の拡充、補助上限額や支援内容の拡充）
- ・ 企業の経営状況に応じた地域の支援態勢を、関係機関（国・全国本部・協議会）でフォローアップ予定。



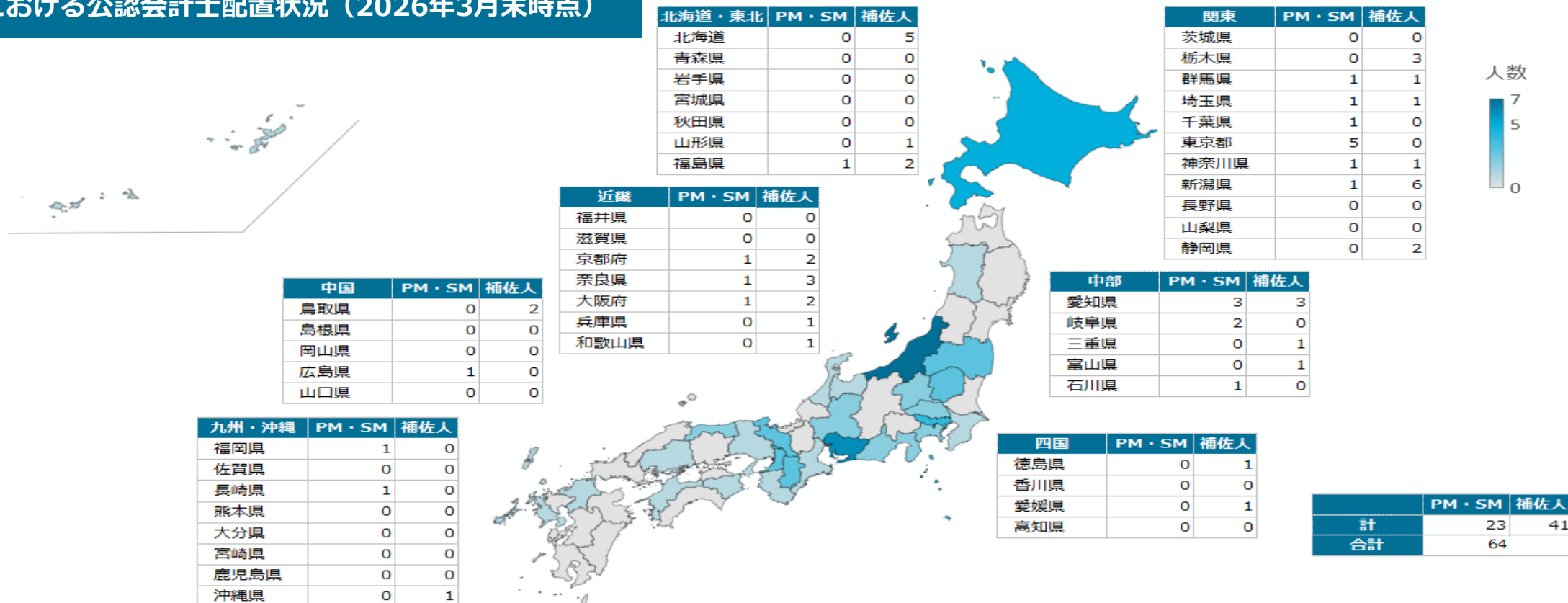
中小企業活性化協議会を通じた専門人材の配置・育成

- 従来より再生支援の体制強化に向け、中小企業活性化協議会（以下、協議会）では、再チャレンジ支援等の相談増加に対応すべく弁護士を全協議会に配置し、地域の再生支援人材拡充には、金融機関向けトレーニー制度、土業向け補佐人制度を創設し育成を進めてきた。
- なおも支援人材の不足は大きな課題であり、更なる再生支援専門家の輩出・育成のため、以下の取組を実施予定。

① 抜本再生時のDD等において必要な公認会計士について、全協議会への配置等により体制強化

② 全国本部による協議会等への研修制度の充実（SM研修の全国展開）を通じた人材育成の高度化

協議会における公認会計士配置状況（2026年3月末時点）



再生M&Aにおける状況整理

コロナ禍以降、再生案件・再チャレンジ案件が増加する中、自力再生が困難な企業が増え、**スポンサー型事業再生が拡大傾向**。再生企業の経営資源を経営力の高い企業へ譲渡・集約することは、**地域経済の維持・成長に資する**ものであり、再生M&Aを加速するための**環境整備が急務**となっている。

再生M&Aに係る4つの施策案

以下4つの施策により再生M&A加速に取り組むべきではないか。
(①②について検討会開催予定)

①再生M&Aガイドライン

スポンサー探索・選定に関する流れ・留意点等を整理し、各関係機関・支援者の**共通理解醸成に向けたガイドラインを策定**。

➡ ・再生M&A一般化による支援事業者の参入障壁引き下げ。

②再生M&Aに係る事業者登録制度

「①再生M&Aガイドライン」に準拠しつつ、**再生M&A実務経験を持つ再生M&A支援事業者登録制度等の創設検討**。

➡ ・再生M&A支援事業者の質担保。
・「④再生M&Aに係るインセンティブ」の濫用防止。

③支援機関の連携ワークフロー

政府系支援機関（中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点）及び、官民金融機関、支援専門家が**相互に連携する体制の構築**。

➡ ・連携円滑化によるマッチング促進。

④再生M&Aに係るインセンティブ

再生M&Aに関わる**FA・士業等へのインセンティブ付与**。
(主に「②再生M&Aに係る事業者登録制度」の登録支援機関向けインセンティブを検討。)

➡ ・FA利用促進によるマッチング率向上。
・再生M&A支援事業者の新規参入促進。

- 官民再生ファンドは、自力再生支援に加え、**再生企業のM&Aを通じた経営資源の集約化**を促進し、企業価値の向上と地域経済の持続的な成長を実現する上で**重要な役割**を果たすことも期待される。
- 一方で、従来のデッド中心の再生手法からの転換が求められているなか金融機関や再生実務家におけるエクイティを活用した**抜本的な経営改善・事業再編に係る共通理解の不足等**により再生M&Aへの活用が進んでいない。
- 今後は、①**投資要件の整理**や②**具体的な活用手法の発信等**を通じて再生ファンドの更なる活用を促進し、サプライチェーン維持・成長も含めた地域経済の底上げを図っていく。

①官民再生ファンドの投資要件の整理・機能明確化

- 再生M&Aの円滑な促進に向け、再生ファンドがより活用しやすくするべく、投資要件の一部を整理・明確化予定。（投資比率、組合財産による費用拠出、ファンドオブファンズの運用 等）

② 再生ファンド活用例（サプライチェーン強化 × 再生ファンド）の発信

（活用例）

従来の課題

再生ファンドを活用した解決

メリット

ハブ企業

サプライチェーン弱体化

特定技術を保有する周辺企業（再生企業）が事業継続できない場合、代替先がなくサプライチェーンの維持が困難となる。

私的整理を通じたサプライチェーン強化

財務劣化した周辺企業が**私的整理による経営改善**が可能となれば、サプライチェーン維持・強化が可能。

周辺（再生企業）側

- 主要取引先との採算改善実現により、企業として**大きなCF改善効果**を実現。
- 再建中の経営者の取組に応じて、再生完了後、**後継者（親族・従業員）へ承継の可能性**が残る。

ハブ（主要取引先）側

- サプライチェーン強靱化**に寄与。
- 自社の**経営ビジョン**を受託企業へ共有し、**長期的目線で取引**可能。

債権者側

- 再生計画の蓋然性が高まるため、回収の極大化**に寄与。
- 経営者インセンティブ**により、再生実務のボトルネックである**債務者説得**が解決。

周辺（再生）企業

取引条件交渉の抵抗感

主たる窮境要因である採算改善に取り組む重要性は理解しているが、条件交渉による**取引打ち切り・受注減**を懸念し、交渉を切り出しにくい。

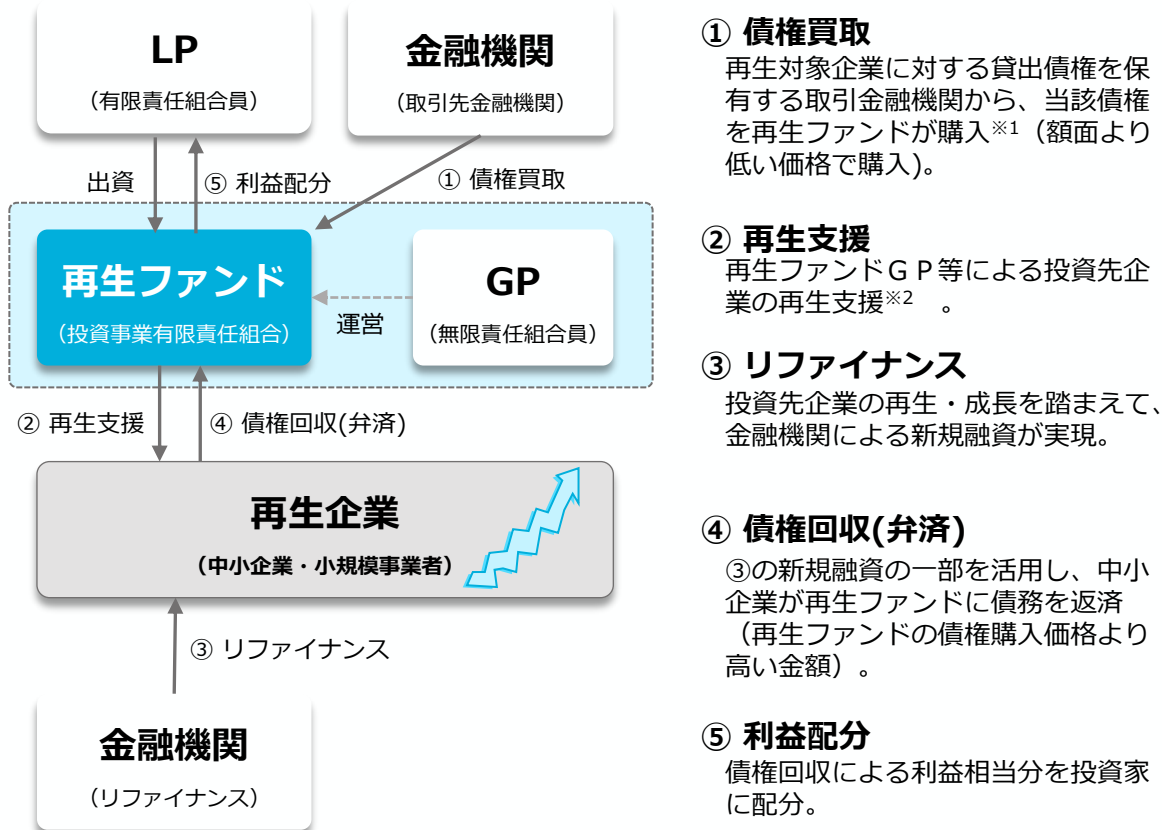
ハンズオンによる採算改善交渉

ハンズオンを通して、**経営体質の改善**を果たし、**事業継続可能**（取引条件の見直しに留まらないガバナンス全般の立て直しが可能）

(参考) 官民再生ファンドについて (主な投資・回収手法)

- 「中小企業再生ファンド」は、債務超過に陥った企業の債務の買取、ハンズオン支援等の再生支援を実施するため、地域金融機関等とともに中小企業基盤整備機構が出資して組成されるファンド。
- 過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、再生が可能な中小企業を支援している。

I. 債権買取 (取引金融機関からの貸出債権買取)

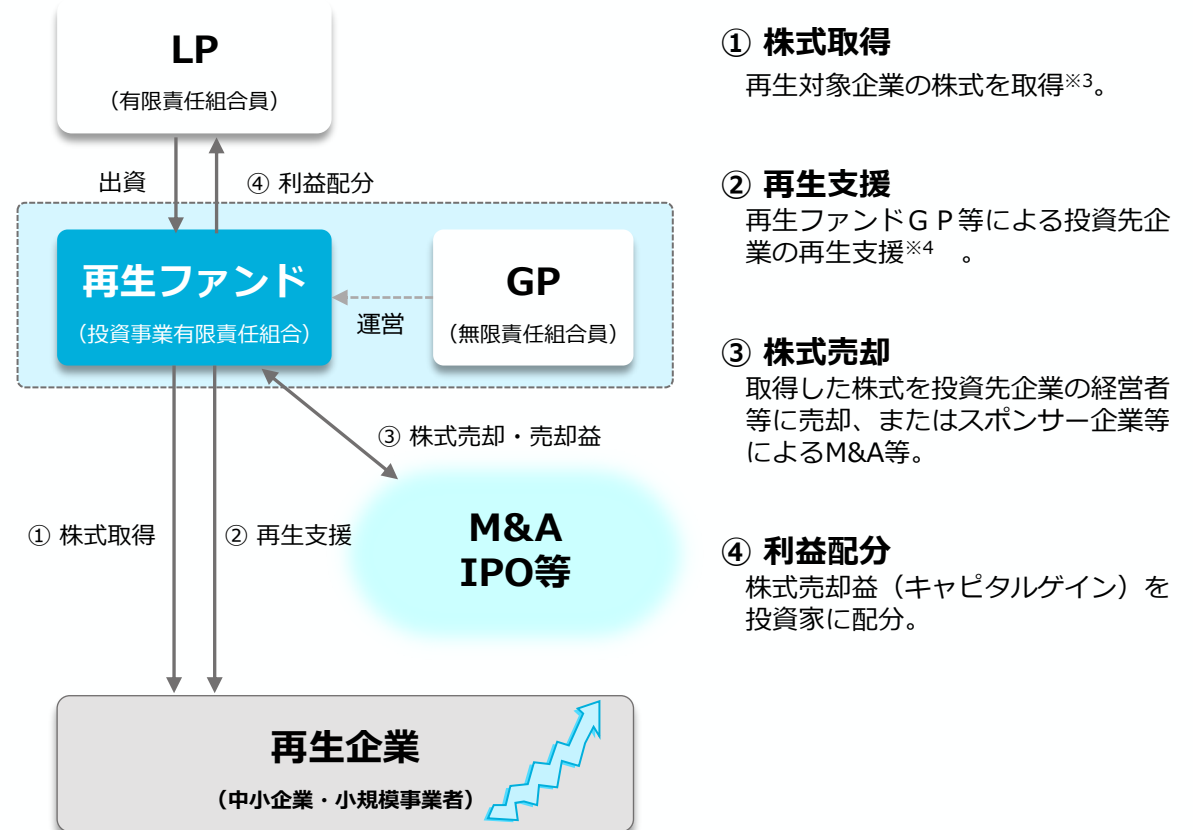


- ① 債権買取**
再生対象企業に対する貸出債権を保有する取引金融機関から、当該債権を再生ファンドが購入※¹ (額面より低い価格で購入)。
- ② 再生支援**
再生ファンドGP等による投資先企業の再生支援※²。
- ③ リファイナンス**
投資先企業の再生・成長を踏まえて、金融機関による新規融資が実現。
- ④ 債権回収(弁済)**
③の新規融資の一部を活用し、中小企業が再生ファンドに債務を返済 (再生ファンドの債権購入価格より高い金額)。
- ⑤ 利益配分**
債権回収による利益相当分を投資家に配分。

※¹ 買取時点で、債権の一部をカットするケースあり。

※² 債務の株式化 (DES)、資本的劣後ローンへの切り替え (DDS) 等を含む。

II. 株式取得



- ① 株式取得**
再生対象企業の株式を取得※³。
- ② 再生支援**
再生ファンドGP等による投資先企業の再生支援※⁴。
- ③ 株式売却**
取得した株式を投資先企業の経営者等に売却、またはスポンサー企業等によるM&A等。
- ④ 利益配分**
株式売却益 (キャピタルゲイン) を投資家に配分。

※³ 債務の株式化 (DES) 後の株式や新株予約権を行使して取得した株式等の場合もエグジットは同様。

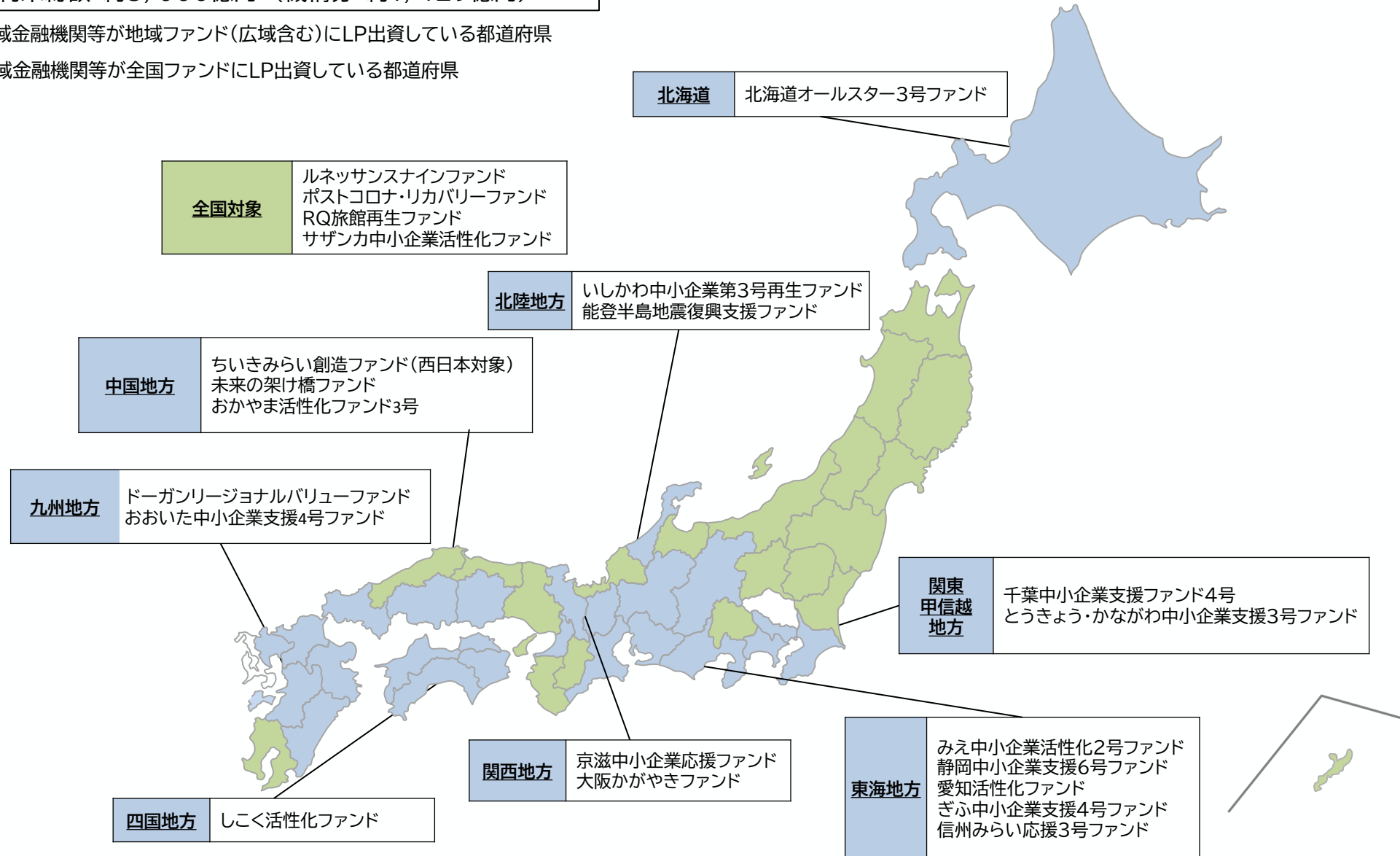
※⁴ 取締役等経営人材の派遣のほか、活性化協議会等の協力を得ながら事業・財務リストラを支援し企業価値を高める。

(参考) 中小企業再生ファンド組成状況 ～中小企業再生ファンド一覧（投資期間中）～

2026年3月末時点

中小企業再生ファンド組成状況 2026年3月末時点
出資約束総額:約3,000億円（機構分:約1,429億円）

- 地域金融機関等が地域ファンド(広域含む)にLP出資している都道府県
- 地域金融機関等が全国ファンドにLP出資している都道府県



中長期視点での中小企業金融のデータ連携体制の強化

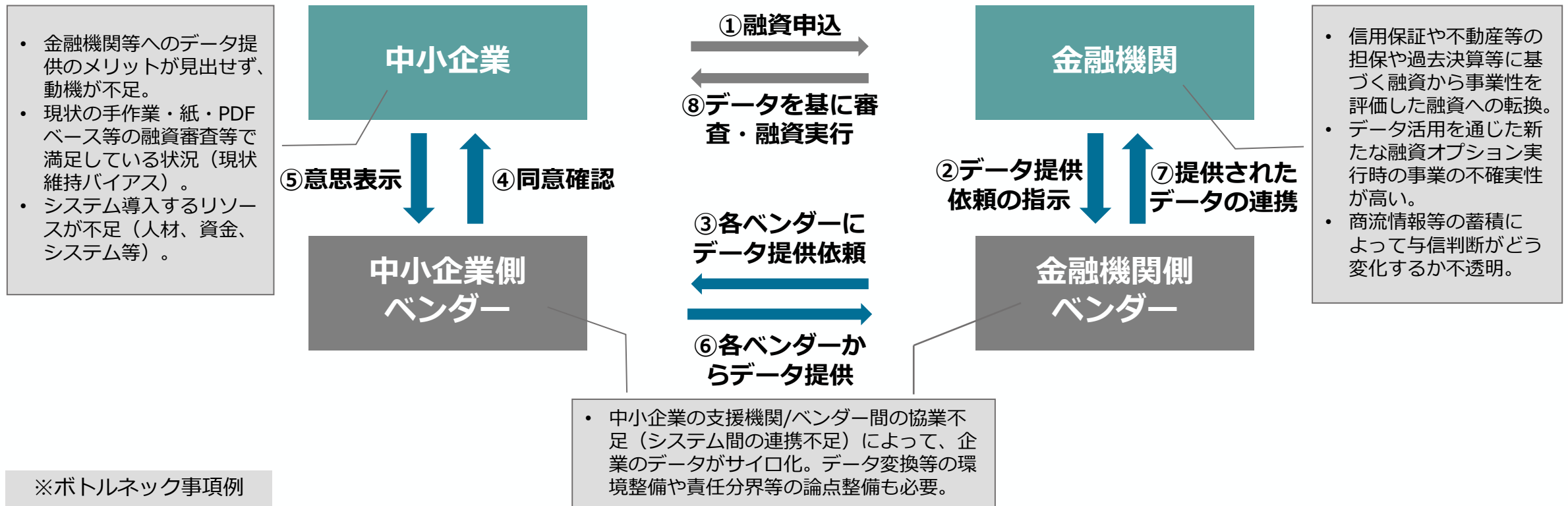
- 中小企業・小規模事業者においては、**経営状況を見極めながら、デフレ志向を脱却し、積極的な投資を行うことで、今後の「稼ぐ力」を強化していくことが求められており、それを支える中小金融の整備も重要となる。**
 - 同時に、コロナ以降の再生・再チャレンジ支援需要の高まりも踏まえ、金融機関・信用保証協会・土業等においては、**事業者の本質的な経営課題の把握・今後の経営戦略立案、経営悪化の予兆の早期把握と適時適切な対応、といった観点から事業者支援を行っていくことが重要**となっている。
- ⇒ こうした取組をより効率的・効果的に行っていく上では、足下での関係者間での連携や事業者へのデータ生成に係る支援等の取組に加えて、**中長期視点でも、事業者のデータ生成（経営可視化）・提供を促進するインセンティブ設計や金融機関・信用保証協会等におけるデータを活用したモニタリング・資金繰り支援等**を含めて、AI活用も視野にDX/IT化を進めながら、**各者がデータで繋がる仕組み（中小企業金融におけるデータエコシステム）を構築する必要があるのではないか。**

	第1段階（現状）	第2段階（足下の取組）	第3段階（目標状態）
データ生成・取得	<ul style="list-style-type: none"> • 紙入手・OCR活用 	<ul style="list-style-type: none"> • データ生成・提供に対する事業者のポジティブなマインドセット • 会計ソフトの出力データ等、データを活用可能な形で取得（互換性の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者自ら経営状況を月次等で管理・確認することが習慣化 • バックオフィスのDX/IT化と連動して事業者から自動で必要範囲のデータを取得
予兆管理	<ul style="list-style-type: none"> • データ取得可能な事業者に対する、年次中心の財務健全性に基づくリスク判定 	<ul style="list-style-type: none"> • 信用保証協会・地域金融機関・支援者の連携かつ高頻度の予兆管理 • 可能な限り即時性の高いデータに基づく自動の予兆フラグ 	<ul style="list-style-type: none"> • 財務情報・商流情報・定性情報・非財務情報やリアルタイムでの将来キャッシュフロー計算等に基づく予兆管理（AI活用等による自動化）
事業者支援	<ul style="list-style-type: none"> • 特に実質保証協会メインの事業者は、条件変更等発生後を中心に支援 	<ul style="list-style-type: none"> • 期中からの予兆管理に基づくプッシュ型の支援 • 予兆フラグの検知主体に応じた円滑な関係者連携下での支援 	<ul style="list-style-type: none"> • 平時から、事業者との信頼関係を前提に、信用保証協会・地域金融機関・支援者で連携しつつ、先を見据えた支援を実行

中小企業金融の高度化に向けた仕組みの検討の方向性について

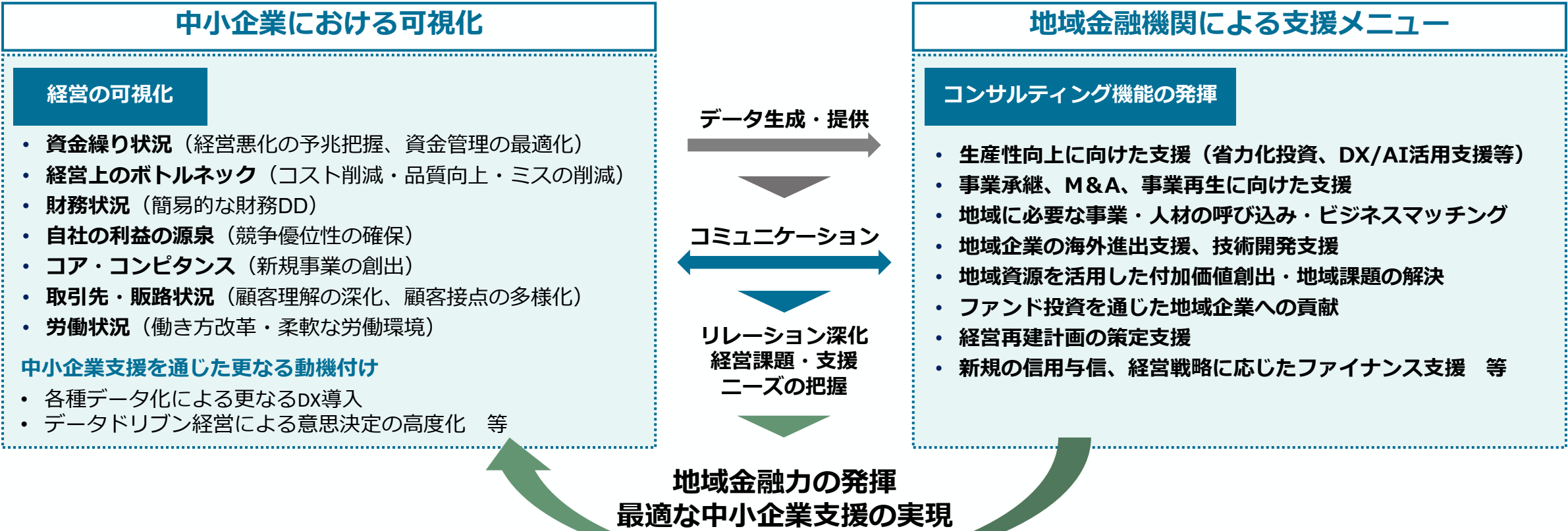
- 中小企業金融の高度化による中小企業の稼ぐ力強化や早期経営支援体制の構築に向けて、現状としては、①**中小企業の経営高度化（データ生成・共有）**、②**金融機関の与信モデル設計（事業性評価）**、③**ベンダー間のデータ連携**、といったボトルネックを解消しつつ、ビジネスとしてワークする仕組みの設計が必要。
- こうした仕組みの設計により、例えば、取引データを活用した将来CFの予測等を踏まえて、地域のサプライチェーンを構成する中小企業の短期運転資金ニーズに対する多頻度小口での融資や必要な経営支援といった、従来ではビジネスとして見込みにくいような支援領域に対する取組が考えられるのではないか。

例：融資の場合



(参考) データエコシステムによる地域金融機関における中小企業支援の質の向上

- 中小企業の経営力強化・生産性向上に向けては、複雑化する経営課題への対応（省力化投資、DX/AI活用、事業承継・M&A、資金繰り、事業再生等）が必要。
- 現状、中小企業は経営課題の特定ができていないことも多く、地域金融機関も経営課題の特定・把握を含めたきめ細やかな対応にはリソースの制約が存在。
- データエコシステムの構築は、中小企業の経営情報をデジタル化して金融機関と連携することで、**中小企業における経営課題を可視化し、「地域金融力」（地域金融機関の中小企業支援）の発揮を支えるもの。**

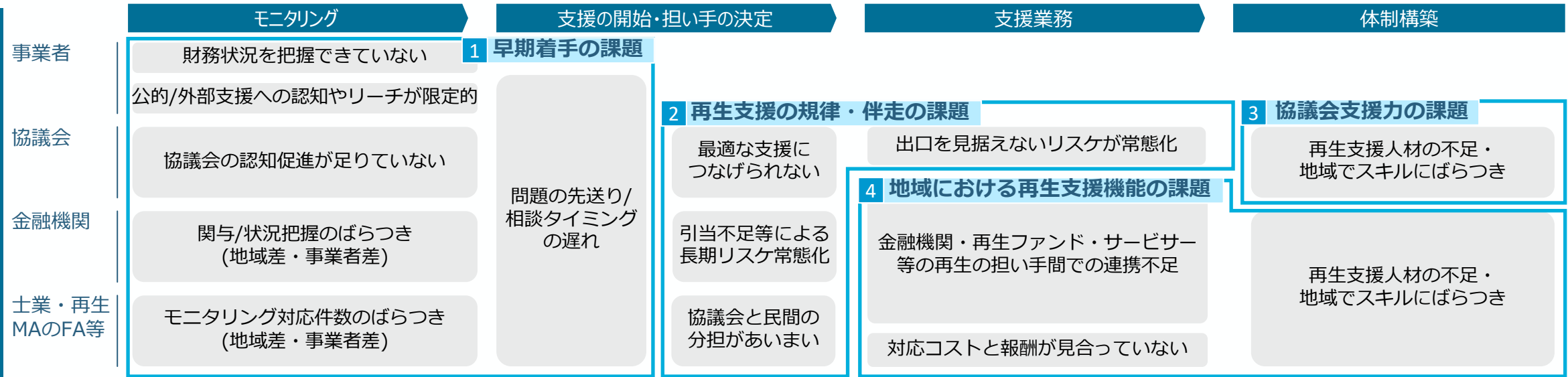


(参考) 「中小企業における事業再生支援のあり方検討会」報告書 (概要)

背景と目的

- 中小企業活性化協議会 (以下、協議会)は、2003年の発足当時、主に**債権放棄等の抜本再生に向けた金融調整を行う公的機関の位置付け**であったが、リーマンショックや新型コロナ等でBS・PL両面が毀損する企業が増加し、**次第に支援メニューや役割を拡大**。金融調整に加え、収益力改善や民間機関への助言 (405事業) など、**再生支援全般にわたるシームレスな取組を実施してきた**。
- 約20年が経過する中で、中小企業を取り巻く事業環境等は大きく変化。**着手の遅れにより事業や財務が大きく毀損した案件や、小規模案件、スポンサー案件の増加の一方、協議会リソースの限界、中小版GL等の私的整理の拡がり**といった実情を踏まえ、**再生支援全般や協議会に求められる「あり方」を改めて整理するべく**本検討会を開催。

実態と課題



対応の方向性

- 事業活動が継続困難となる前に**支援の早期着手に向けた予兆管理や再生支援の規律を強化**し、協議会は「事業再生」支援を重点的に能力を発揮。各地域での支援のばらつきに対して**協議会支援力を強化**すると同時に、民間 (金融機関や士業等の支援専門家) の再生支援を拡大し、**地域における再生支援機能を強化**することで、「**成長型再生**」に向けた取組を進めるべき。

1 早期着手に向けた予兆管理強化等

- 1 事業者自身による財務状況の可視化
- 2 支援機関・金融機関による事業者へのモニタリング・予兆管理の強化に基づく早期持ち込み促進
- 3 協議会事業に関する事業者への認知拡大による早期持ち込み促進

2 再生支援の規律・伴走強化

- 4 事業者の状況に応じた適切な支援メニューの提供
- 5 再生支援の出口の明確化
- 6 再生計画の実効性向上等に向けた伴走支援強化

3 協議会支援力強化

- 7 全国本部による各協議会への指導・育成機能の強化
- 8 民間支援の拡大に向けた助言機能強化
- 9 協議会のハブ機能の強化
- 10 事業者、認定経営革新等支援機関の利便性の向上及び協議会業務の効率化

4 地域における再生支援機能強化

- 11 金融機関の再生支援への意識・対応強化
- 12 地域の再生支援人材の育成強化
- 13 他機関連携の強化
- 14 再生M&A案件の促進に向けた環境整備

(参考) 「中小企業における事業再生支援のあり方検討会」報告書における対応の方向性と具体的施策

- ①事業活動が継続困難となる前の支援の早期着手に向けた予兆管理、②再生支援の規律を強化し、「事業再生」支援での協議会の重点的な能力発揮、③協議会支援力の強化、④民間支援専門家支援拡大を通じた地域における再生支援機能を強化することで、「成長型再生」に向けた取組を進めるべき。

対応の方向性	具体的施策	協議会等※	金融機関等※	土業等※
1 早期着手に向けた予兆管理強化等	1 事業者自身による財務状況の可視化 中小企業へのAX/DX/IT化支援等を通じた、事業者の経営状況可視化・リテラシー向上による自律的経営の促進	☑	☑	☑
	2 支援機関・金融機関等による事業者へのモニタリング・予兆管理の強化に基づく早期持ち込み促進 事業者の定期的なデータ生成・情報提供の促進及びモニタリング強化に向けた信用保証制度の創設や金融機関等によるモニタリング及び早期持ち込みの強化等	☑	☑	☑
	3 協議会事業に関する事業者への認知拡大による早期持ち込み促進 国・協議会等による各業界団体や取引先経由等のチャンネル等を通じた周知・啓蒙活動	☑		
2 再生支援の規律・伴走強化	4 事業者の状況に応じた適切な支援メニューの提供 本来の趣旨に応じた運用の促進に向けた、支援メニュー選定フローチャート等の整備や、収益力改善支援における金融支援の原則廃止に伴うプレ再生支援の運用柔軟化の検討	☑	☑	☑
	5 再生支援の出口の明確化 協議会・405事業等の支援回数ルールの厳格化、プレ再生支援等の出口戦略の要件化（数値基準・バックアッププラン設定等の要件化）の検討。金融機関等によるプレDIP等を活用した規律強化・再生支援拡大の検討	☑	☑	☑
	6 再生計画の実効性向上等に向けた伴走支援強化 協議会、民間支援専門家（認定経営革新等支援機関）や官民再生ファンド等を活用した、再生支援等の出口の実効性向上に向けた伴走支援の強化	☑	☑	☑
3 協議会支援力強化	7 全国本部による各協議会への指導・育成機能の強化 全国本部の協議会への伴走支援力の発揮として、ブロック単位の協議会間の人材交流や人材育成の高度化に向けた研修制度等の拡充。協議会の実効性（モチベーション等）を高めるための評価・インセンティブのあり方の検討	☑		
	8 民間支援の拡大に向けた助言機能強化 民間支援専門家（認定経営革新等支援機関）支援の拡大に向けたVアップ事業等の活用促進と協議会の助言機能強化	☑	☑	☑
	9 協議会のハブ機能の強化 協議会による、事業者、金融機関、土業等の関係性構築に向けた発信、対話の強化	☑	☑	☑
	10 事業者、認定経営革新等支援機関の利便性の向上及び協議会業務の効率化 WEB面談等や手続き簡素化による利便性の向上や、協議会のシステム・業務の見直しを通じた、協議会管理業務負荷の軽減・業務標準化の推進	☑		
4 地域における再生支援機能強化 (人材育成/再生M&A環境整備)	11 金融機関の再生支援に向けた意識・対応強化 地域別の再生支援に係る中小企業金融の状況（課題等）を把握・分析・認識共有した上で支援策の検討	☑	☑	☑
	12 地域の再生支援人材の育成強化 協議会等による金融機関職員、土業等へOJT（トレーニー制度、補佐人制度）や研修（認定経営革新等支援機関への勉強会、経営者勉強会等）等の拡充	☑		☑
	13 他機関連携の強化 事業承継・引継ぎ支援センターやよろず支援拠点等との連携強化 再生系サービサートライアル、官民再生ファンドのアップデート等の検討	☑	☑	☑
	14 再生M&A案件の促進に向けた環境整備 関機関における共通理解醸成・案件促進に向けた再生M&Aのガイドライン等の整理やインセンティブ付与等の検討	☑	☑	☑

※ 協議会等とは、事業承継・引き継ぎ支援センター等の公的支援機関含み、金融機関等とは、政府系金融機関含み。各対応案に対する実行主体の担い手と関連する担い手は、「☑ 実行する担い手 ☑ 関連する担い手」と表示。

1. 中小企業をとりまく環境について
2. 成長投資に向けた資金繰り支援について
3. 成長型再生について

4. 御議論いただきたい論点

(参考) 災害等における資金繰り支援について

(参考) 商工中金改革の進捗状況

今後の中小企業金融政策における論点

1. リスクを伴う成長投資への対応

- 地域金融機関のリスクを伴う成長投資（100億企業、“10億”企業、“1億”企業、ローカルゼブラ等）への対応（事業性評価に基づく投資等）において、何がボトルネックとなっているか。ボトルネックの解消に向け、どのような打ち手があり、政策金融はどのような役割を果たすべきか。

2. 新たな投資資金の注入やスポンサーマッチング等を一体的に行う「成長型再生」の促進

- 規律を持った再生支援の早期着手や再生M&Aなど「成長型再生」を促進するにあたって、事業再生関係主体における経営改善・事業再生支援はどうあるべきか。中小企業活性化協議会はどのような役割を果たすべきか。

3. データ活用等をはじめとする中小企業金融の高度化

- 地域金融機関や信用保証協会等における中小企業への経営支援・金融支援が円滑化されるようなデータ連携・活用の仕組みを考えていく必要がある中で、社会実装に向けてどのような点に留意すべきか。

1. 中小企業をとりまく環境について
2. 成長投資に向けた資金繰り支援について
3. 成長型再生について
4. 御議論いただきたい論点

(参考) 災害等における資金繰り支援について

(参考) 商工中金改革の進捗状況

中東情勢を踏まえた中小企業支援（資金繰り支援）について

1. 特別相談窓口の設置

- 全国の政府系金融機関及び商工団体、各地方経済産業局、中小企業活性化協議会等（計1,102カ所）に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置（2022年より設置されている「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を拡充）。

※ 5月28日集計時点における特別相談窓口への相談件数は15,563件、うち資金繰りに関する相談は11,902件受けており、融資・保証承諾件数は6,365件。注：資金繰りに関する相談には、具体的な融資・保証相談に至らない融資・保証制度の照会等も含む。

2. 金融機関に対する資金繰りへの配慮要請

- 官民金融団体による意見交換会を開催。同会合で、関係大臣（総理、財務、厚労、農林、経産）から官民金融機関に対して、中東情勢の影響を受ける事業者の資金繰りへの配慮要請文を发出。

3. 日本公庫等によるセーフティネット貸付の金利引下げ

- 原油高等の影響を受ける事業者へのセーフティネット貸付の金利引下げ（▲0.4%）を、2022年5月より実施中。
- 本制度の対象となっていない「中東情勢による取引・生産の減少や停止等の影響」を受ける事業者についても、4月1日より金利引下げの対象に追加。

4. セーフティネット保証5号への業況が厳しい業種の追加指定に向けた臨時調査

- 全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を実施。
- 加えて、中東情勢の影響等により業況が厳くなっている業種を迅速に指定するために、臨時調査を実施。

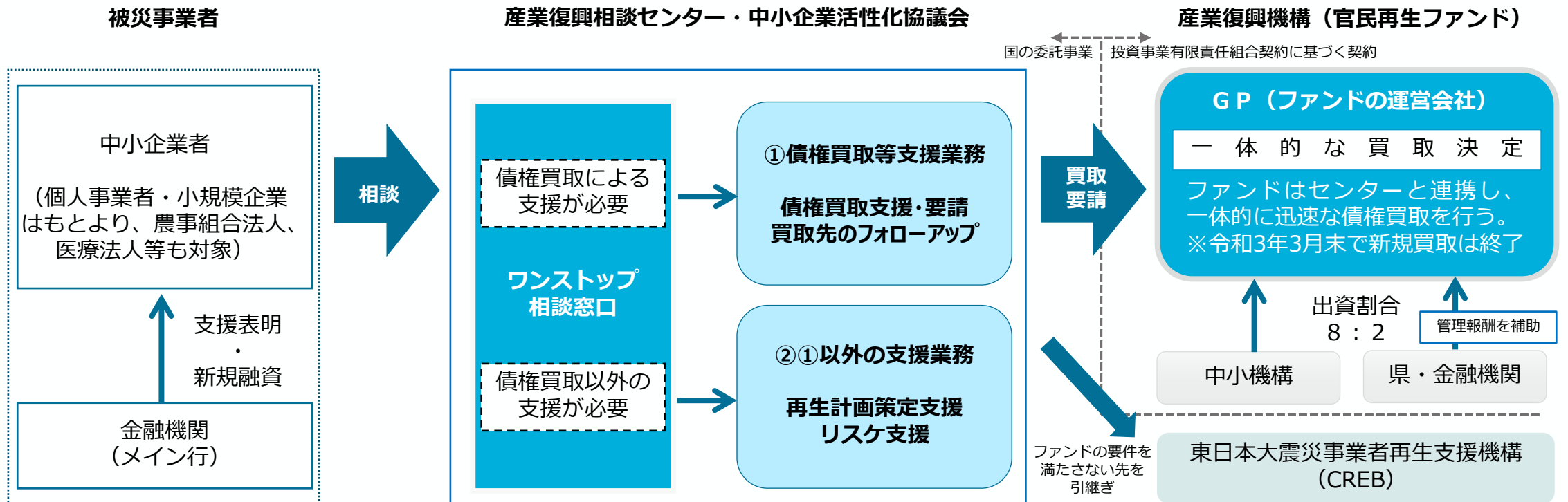
震災対応における復興ファンド

- 既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる、いわゆる二重債務問題への対策として、債権買取等の対応を行う復興ファンドを設立。
- 債権買取に際し、一定の債権放棄を行うことで既往債務を圧縮し、事業再建に必要な資金調達の円滑を図ることが可能。

	東日本大震災 (産業復興機構)	東日本大震災 (CREB)	熊本地震復興支援 ファンド	能登半島地震復興支援 ファンド
設立時期	2011年11月～2012年3月	2012年2月	2016年7月	2024年4月
投資対象	中小企業（個人事業主や農事組合法人、医療法人等含む）			
出資額	370.3億円（5県合計）	299億円（資本金）	49.6億円	100億円
出資者	中小機構、県内金融機関、 地方自治体等	預金保険機構 農水産業共同組合貯金保 険機構	中小機構、県内金融機関、 地方自治体等	中小機構、県内金融機関、 地方自治体等
投資実績	339件	747件	14件	5件（2026年4月時点）

(参考) 東日本大震災における二重ローン問題への対応

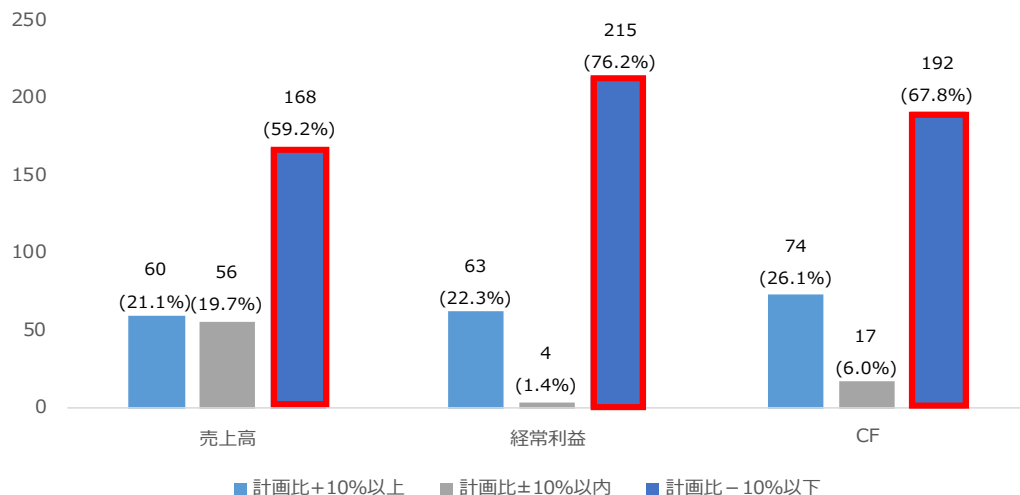
- 東日本大震災によって、既往債務が負担となって新規融資を受けることが困難となる「二重ローン問題」に対応するため、平成23年9月以降、被災事業者のワンストップ相談窓口として「産業復興相談センター」を設置（青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県の6県）。
- 債権の買取を行う「産業復興機構」を併せて設置（青森県を除く）。両者は連携し、相談から債権買取、EXITに向けた経営相談まで被災事業者の事業再生を一貫支援。



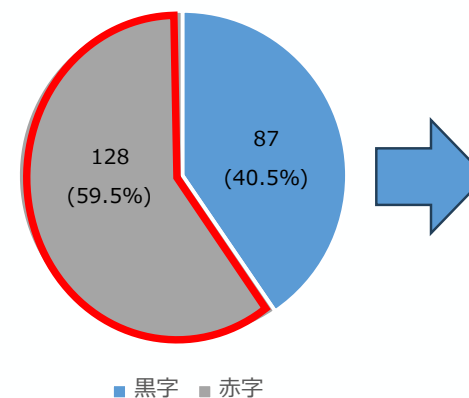
(参考) 産業復興機構（官民再生ファンド）の効果検証の結果①

- 東日本大震災が発生してから15年が経過し、産業復興機構が債権買取を行った339件のうち**9割以上が支援完了**。
今後の復興ファンド設立も見据え、過去の案件の特性や傾向を把握する目的として分析を実施。
※ データの制約上、東北3県（岩手県・宮城県・福島県）を対象に分析を実施。2026年3月末時点で残り件数は10件（岩手県：1件、宮城県：2件、福島県：7件）
 - 当初計画と売上・経常支援完了時点の財務状況の比較を行った結果、売上高・経常利益・CFが**計画未達の先がそれぞれ半数以上を占めている状況**。
 - 計画未達成のうち、**約60%が支援完了時点で経常赤字**。そのうち支援完了理由は、金融機関によるリファイナンスが**57%**、自己資金が28%。
※ なお、支援完了時点の経常利益計画未達先全体（経常黒字の先を含む）を見ても、金融機関によるリファイナンスが62%。
- ⇒ 当該復興ファンドの支援において、当初の数値計画を達成していない事業者が存在しているものの、金融機関によるリファイナンス等により、事業の継続性を確保し支援完了した先が大半を占め、**復興ファンドとして一定の役割を果たしたものと評価**できる。

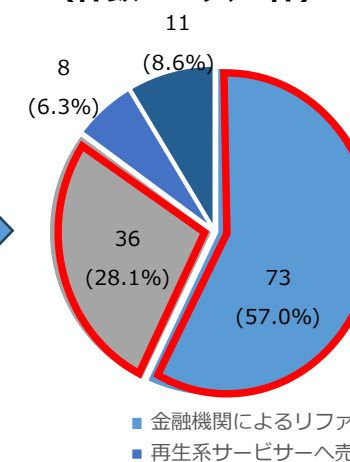
当初計画と支援完了時点の財務状況の比較（件数ベース：件）



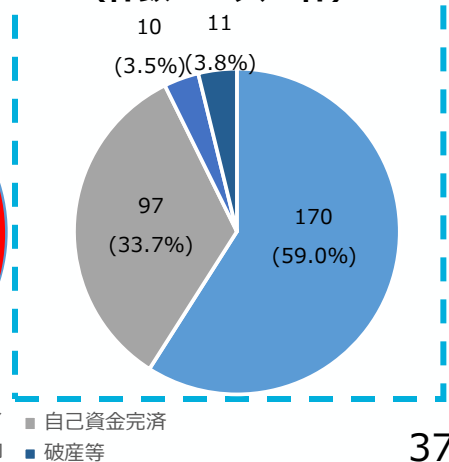
支援完了時点の経常収益（件数ベース：件）



赤字先の支援完了理由（件数ベース：件）



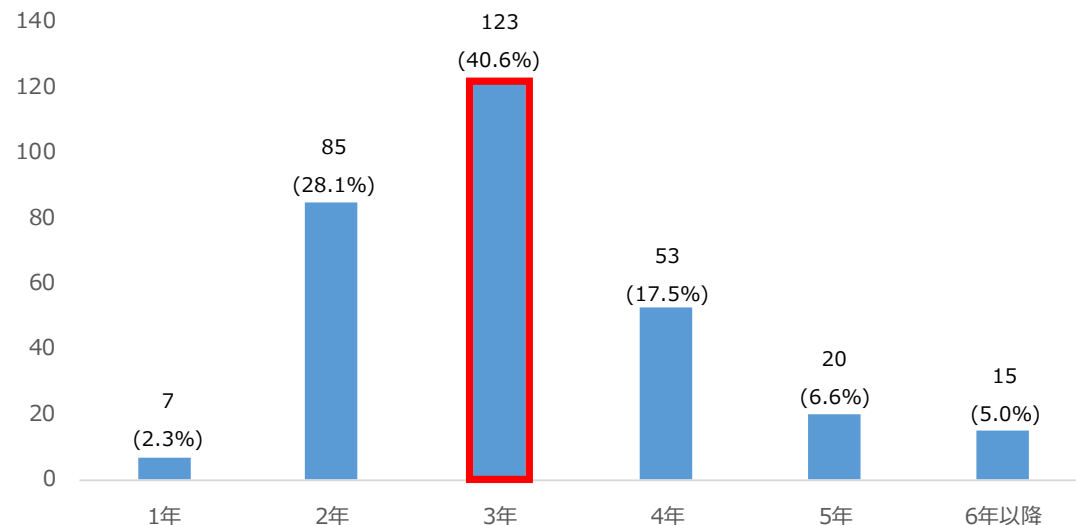
(参考) 全案件支援完了理由（件数ベース：件）



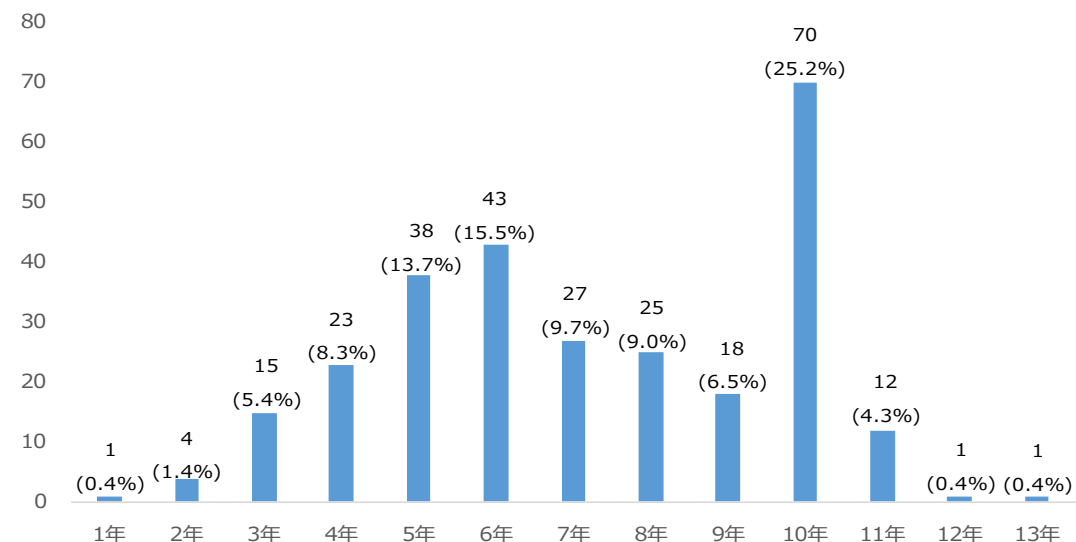
(参考) 産業復興機構（官民再生ファンド）効果検証の結果②

- 産業復興機構が債権買取を実施した時期は、東日本大震災が発生してから3年をピークに減少傾向。被災直後から事業を再開（復興フェーズ）できるのではなく、その前にインフラの修復等（復旧フェーズ）に一定程度の時間を要するためと考えられる。
- 能登半島地震復興支援ファンドにおいても、同様の傾向が見られることが想定され、本年度に債権買取がより進捗すると見込まれる。
※2026年4月末時点で5件の債権買取を実施、2026年度中に十数件まで債権買取が進捗予定。
- 産業復興機構の支援期間は最長10年であるが、支援の期限を迎える前に支援完了する案件が半分以上を占めている。なお、支援完了までの年数が10年未満の案件は、金融機関からのリファイナンスもしくは自己資金で支援完了している。

発災から買取決定までの年数（件数ベース：件）



買取から支援完了までの年数（件数ベース：件）



※買取からEXITまでの年数が支援期間の10年を超えている案件は、金融機関からのリファイナンスに向けた支援を行うが（延滞扱い）、厳しいようであれば法的整理やサービサーへの売却を行いEXITに向かう。

1. 中小企業をとりまく環境について
2. 成長投資に向けた資金繰り支援について
3. 成長型再生について
4. 御議論いただきたい論点
(参考) 災害等における資金繰り支援について

(参考) 商工中金改革の進捗状況

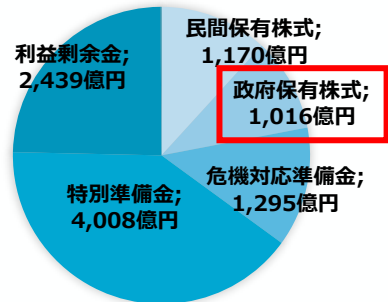
商工中金改革の経緯・概要

- 商工中金は1936年に国と中小企業組合の共同出資により「**中小企業による中小企業のための**」金融機関として設立。
- 政策金融改革の流れにより、**2008年に株式会社化**され、完全民営化（根拠法の廃止）に向けた道を歩むことに。
- その後、**2016年に危機対応業務で不正事案**が発覚。抜本的な商工中金改革を進める契機となった。
- 商工中金改革の進捗を踏まえ、2023年6月、政府保有株式の売却と業務範囲拡充等を内容とする**改正商工中金法が成立**。

改正商工中金法の概要

資本：政府保有株式の売却

- **中小企業に寄り添う金融機関**として、政府保有株式を売却し、**中小企業組合等が株主に**



- (注1) 商工中金が自社株買いした政府保有株式については、消却せず、中小企業組合等に売却していく。
- (注2) 特別準備金は、将来的に、商工中金の自主的な判断に基づき国庫納付されることを想定。
- (注3) 2024年3月期の数値

業務等：銀行法同等に改正

- 中小企業の事業再生等のニーズに対応するため、**業務範囲・規制水準を銀行法と同等**の内容に
 - 商工中金本体による再生企業への出資上限の引き上げ（10%→100%）
 - 登録型人材派遣会社やフィンテック会社等を子会社として持つことが可能に
 - 金融ADRの創設
- ただし、危機時に備え、**危機対応業務に係る責務規定は存置**

ガバナンス：政府関与見直し

- 政府保有株式売却とあわせて、**政府からの監督権を見直し**
 - 新株発行の大臣認可の廃止
 - 代表取締役等の認可の廃止（2年間は移行期間として認可を存置）
- ただし、**一般監督権等の一定の監督権限は維持**
 - 利益剰余金の処分の認可
 - 定款変更の認可
- **施行から2年以内に、政府が事業の状況について検討を行う。**

政府保有株式の売却を経て、2025年6月13日に改正法を施行

商工中金改革の道筋（2023年商工中金法改正）

今後の完全民営化に向けた工程

- 政府保有株式全部売却後においても、商工中金法は残り、完全民営化の途上。将来的なプロセスは以下の通り。

施行から2年以内

○商中の事業の状況を検討

<改正商工中金法附則>

第十条 政府は、第二号施行日から二年を経過する日までの間の適当な時期において、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫の事業の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

将来的に
検討

施行後適当な時期

○危機対応業務の在り方

1. 指定金融機関に係る制度の運用状況
2. 危機対応業務の実施状況

○国の関与の在り方

1. 特別準備金を含む自己資本の状況
2. ビジネスモデルの確立状況

将来的に
検討

商工中金法を廃止するための措置を講ずることができると認めるとき

下記の規定等を廃止し、完全民営化の実現

- 危機対応業務
 - ・実施の責務、危機対応準備金
- 国の関与の在り方
 - ・一般監督権限、定款変更等の認可
 - ・株主資格制限、特別準備金
 - ・民業圧迫回避規定

2025年7月～
「商工中金改革の状況検討会」において、
検討開始。

(検討)

第十条 (略)

2 政府は、第二号施行日後適当な時期において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項に規定する指定金融機関に係る制度の運用の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務（新金庫法第二十二條の三に規定する危機対応業務をいう。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該危機対応業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(この法律の廃止その他の必要な措置)

制定附則第二条 政府は、(略)株式会社商工組合中央金庫の特別準備金を含む自己資本の充実の状況、(略)危機対応業務を含む事業の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、この法律を廃止するための措置を講ずることができると認めるときは、直ちに当該措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

商工中金改革の状況検討会

- 改正商工中金法附則においては、**施行後2年以内に、政府が事業の状況について検討を行い、結果を踏まえて所要の措置を講ずることとされており、この規定に基づき、「商工中金改革の状況検討会」を開催。**

検討会メンバー

家森 信善	神戸大学経済経営研究所 教授（座長）
中嶋 修	板橋区立企業活性化センター センター長
小田 崇之	ヒルタ工業株式会社 代表取締役社長
朝倉 陽保	HAマネジメント合同会社 代表社員
松岡 真宏	YCPホールディングス（グローバル） リミテッド 日本法人代表取締役
小林 信明	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 シニア・カウンセラー
新居 英一	株式会社技術承継機構 代表取締役社長
矢吹 光一	一般財団法人とうほう地域総合研究所 理事長、金融庁参事

（オブザーバー）

財務省、金融庁

金融団体（全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会）

※商工中金関係代表取締役社長及び担当執行役員も出席

スケジュール

第1回	2025年7月	商工中金改革振り返り、評価軸の検討
第2回	2026年1月	中間決算の状況、長期実行戦略の検討状況、 地域金融機関との連携
第3回	4月	ガバナンス、監査等委員等からのヒアリング
第4回	7月	2025年度の事業の状況検証
第5回	12月	中間決算の状況、検証の方向性・骨子
第6回	2027年2月	検証結果報告書とりまとめ
	→ 3月	中小企業政策審議会金融小委員会への報告